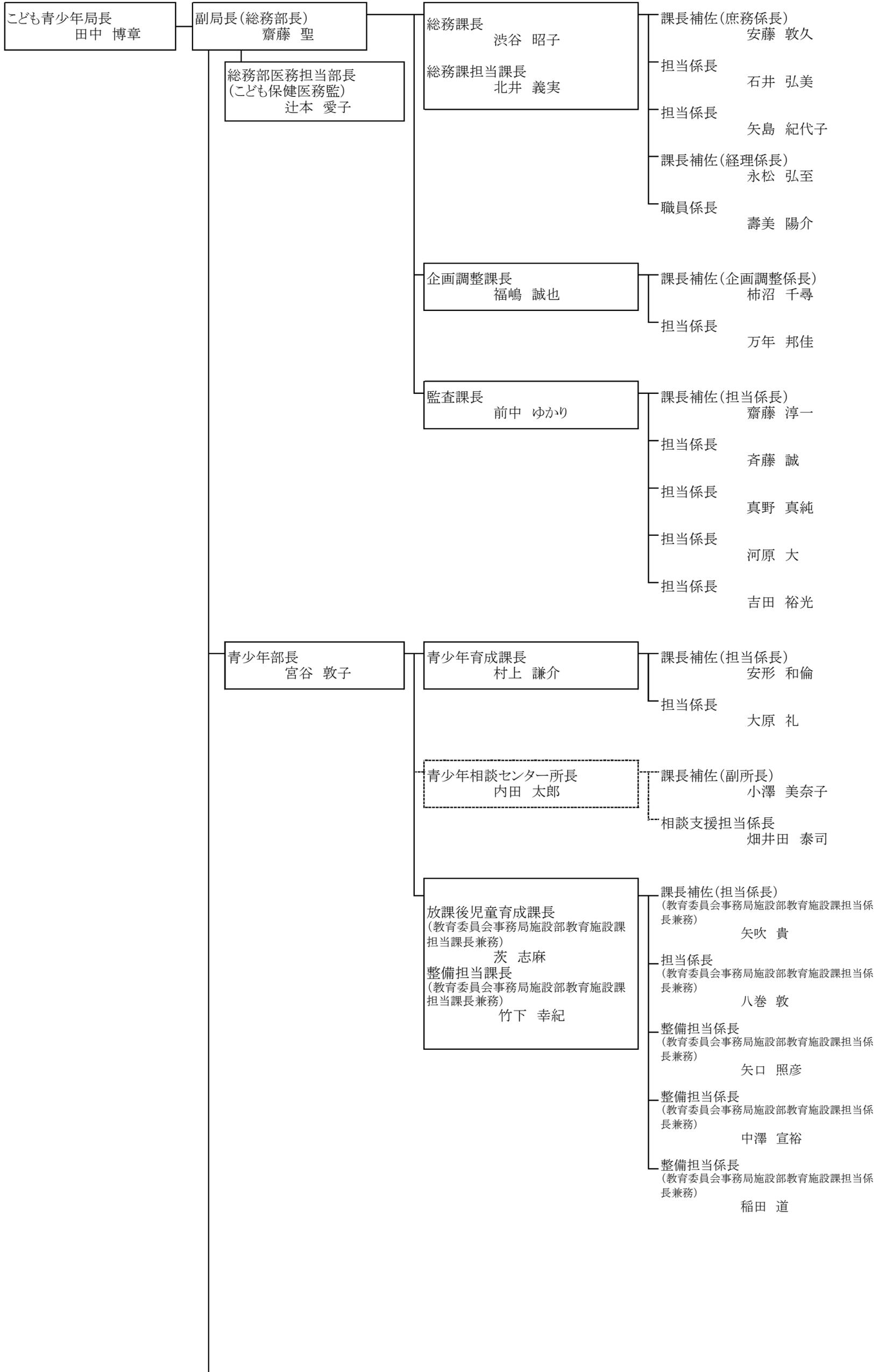


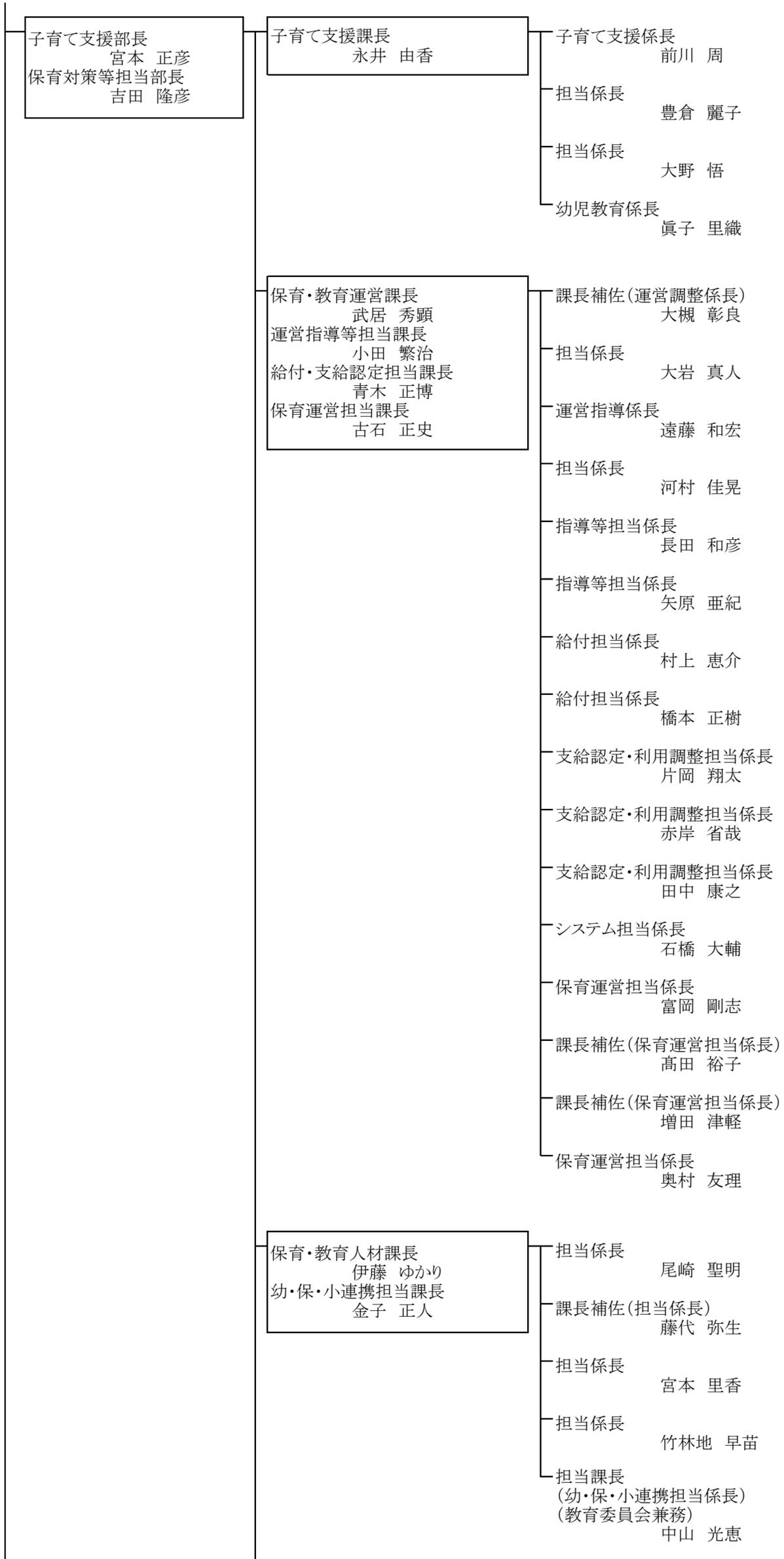
機構及び事務分掌

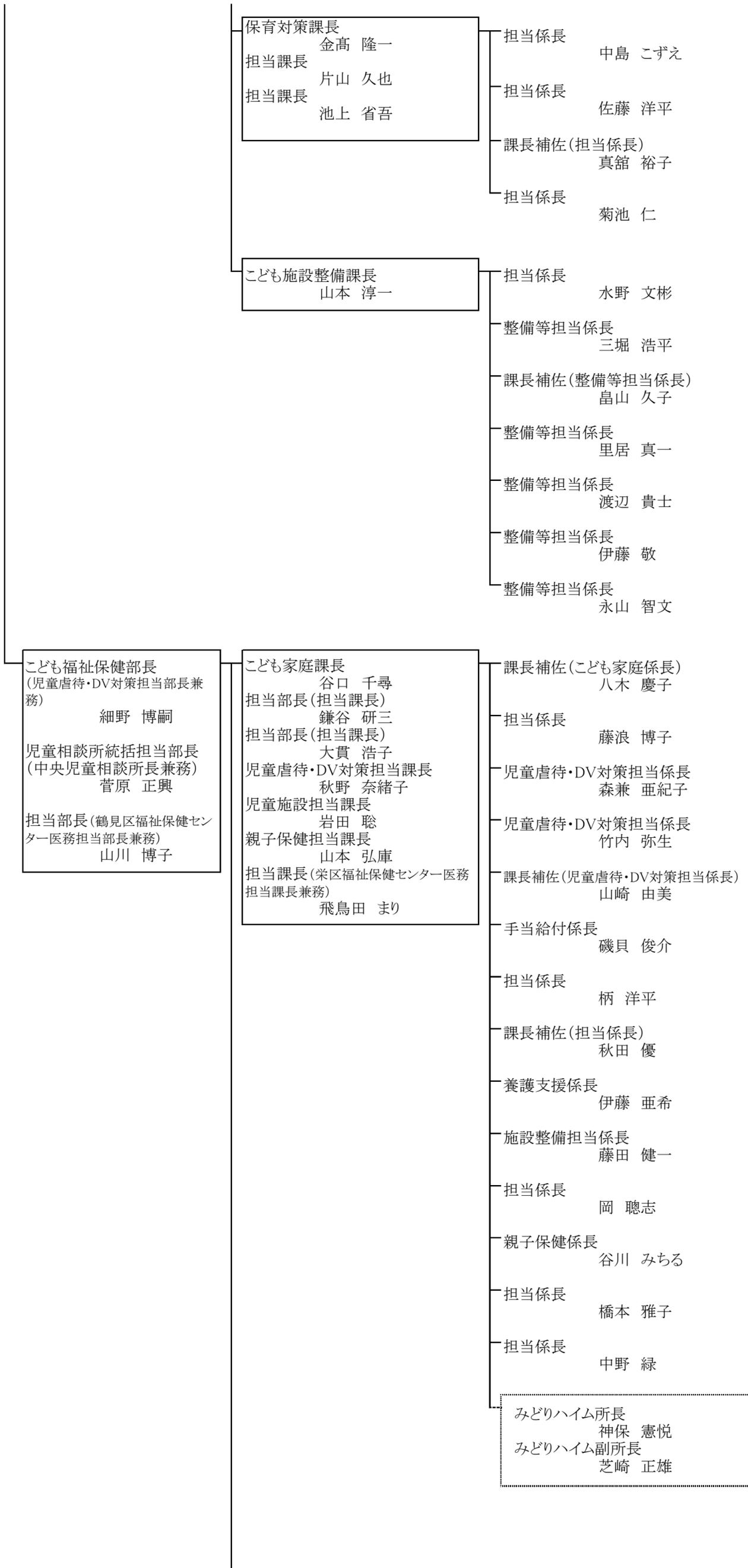
(平成 29 年 5 月)

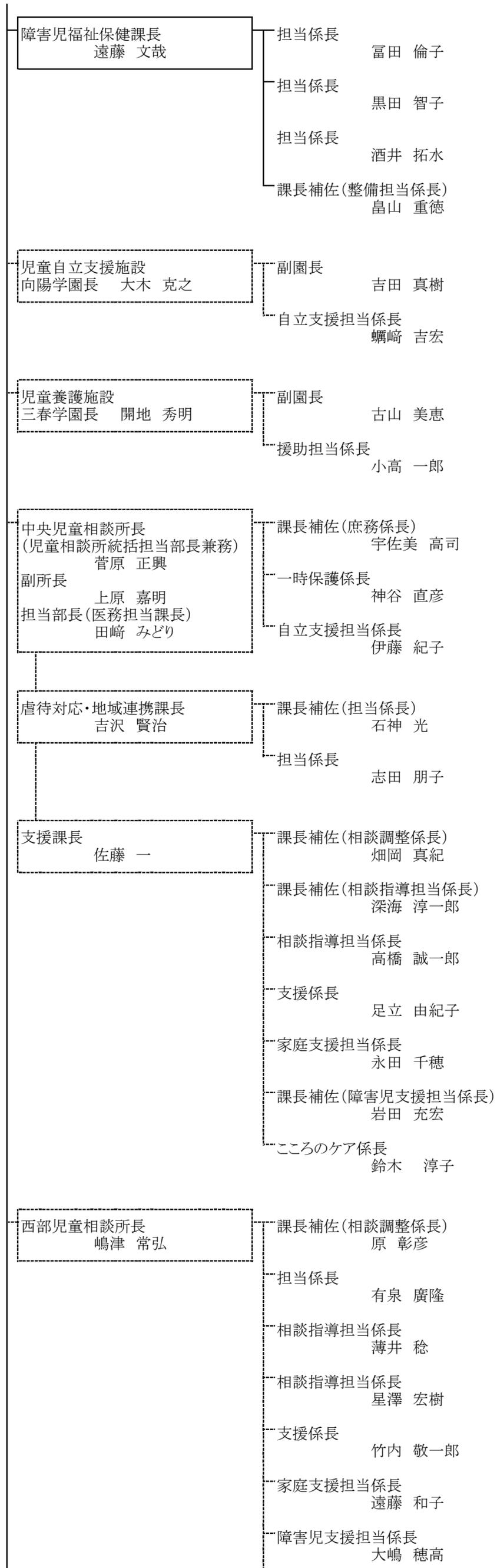
こども青少年局

こども青少年局機構図(平成29年5月18日現在)









課長補佐(こころのケア係長)
鈴木 清

担当課長(医務担当係長)
陶山 寧子

一時保護係長
石井 ゆうこ

南部児童相談所長 川尻 基晴 一時保護所担当課長 小國 徹	相談調整係長	木村 知香枝
	担当係長	中曽根 真一
	相談指導担当係長	高嶋 優子
	課長補佐(相談指導担当係長)	吉岡 明彦
	支援係長	和賀 美穂
	家庭支援担当係長	前野 敬子
	障害児支援担当係長	我妻 徹
	こころのケア係長	坂田 香織
	担当課長(医務担当係長)	田口 めぐみ
	一時保護係長	中村 美穂
北部児童相談所長 高添 純二 一時保護所担当課長 曾我 伸平	課長補佐(相談調整係長)	坂本 耕一
	担当係長	相原 健彦
	相談指導担当係長	浅野 信
	相談指導担当係長	関口 洋平
	支援係長	坂 清隆
	課長補佐(家庭支援担当係長)	袴田 一範
	障害児支援担当係長	古尾谷 佳美
	こころのケア係長	笠井 章
	担当課長(医務担当係長)	渡邊 由佳
	一時保護係長	稲垣 久美子

こども青少年局事務分掌

総務部

総務課

庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局の危機管理に関すること。
- 4 他の部、課、係の主管に属しないこと。

経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 物品の出納保管に関すること。
- 4 局内の財産管理に関すること。
- 5 その他経理に関すること。

職員係

- 1 こども及び青少年に係る事業に従事する人材の研修及び育成等に関すること。
- 2 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- 3 局所属職員等の人事に関すること。
- 4 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- 5 局内の組織に関すること。

企画調整課

企画調整係

- 1 こども青少年施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究並びに局内の事務事業の調整に関すること。
- 2 こども及び青少年に係る統計調査に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 横浜市児童福祉審議会に関すること。
- 4 横浜市子ども・子育て会議に関すること。
- 5 子ども・子育て支援新制度に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 6 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に関すること。

監査課

- 1 児童福祉に係る事業等の監査に関する企画及び連絡調整に関すること。
- 2 社会福祉法人（児童福祉に係る事業のみを行う法人に限る。）の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- 3 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- 4 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関する

ること。

- 5 児童福祉施設等の監査に関すること。
- 6 児童福祉施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- 7 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

青少年部

青少年育成課

- 1 青少年育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 青少年育成施策の振興に係る事業の実施及び調整に関すること。
- 3 青少年育成団体に関すること。
- 4 青少年指導員に関すること。
- 5 青少年施設及び横浜市青少年野外活動センターの運営管理に関すること。
- 6 公益財団法人よこはまユースに関すること。
- 7 部内他の課の主管に属しないこと。

放課後児童育成課

- 1 放課後児童育成施策に係る企画及び調整に関すること。
- 2 放課後キッズクラブ事業に関すること。
- 3 はまっ子ふれあいスクール事業に関すること。
- 4 放課後児童健全育成事業に関すること。

子育て支援部

子育て支援課

子育て支援係

- 1 子育て支援に係る企画及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- 2 地域における子育て支援の推進に関すること。
- 3 部内他の課及び係の主管に属しないこと。

幼児教育係

- 1 幼児教育に係る助成、支援及び振興に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

保育・教育運営課

運営調整係

- 1 保育所等の運営管理の総合調整に関すること。
- 2 市立の保育所の調整に関すること。
- 3 その他保育所等に関すること（こども施設整備課の主管に属するものを除く。）。

運営指導係

- 1 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支弁及び委託費の支払に関すること。

- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に係る助成に関すること。
- 3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に要した費用の利用者負担に関すること。
- 4 私立の保育所及び幼保連携型認定こども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の改善命令、事業停止命令、認可の取消し等に関すること。
- 5 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者への措置の勧告及び命令、確認の取消し及び効力の停止等に関すること。
- 6 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認可の取消しに関すること。
- 7 横浜保育室事業の運営等に関すること。
- 8 認可外保育施設の事業停止命令等に関すること。

保育・教育人材課

- 1 保育・教育に従事する人材の育成に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 2 保育・教育の調査研究に関すること。
- 3 保育・教育の研究活動に対する指導、助言及び援助に関すること。
- 4 保育・教育に係る研修の企画及び実施に関すること。
- 5 保育所、認定こども園、幼稚園及び小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）の連携の推進に関すること。
- 6 保育所、認定こども園及び幼稚園と小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。）の接続の推進に関すること。
- 7 保育所及び認定こども園並びに地域型保育事業の入所児童の歯科検診に関すること。
- 8 保育所及び認定こども園並びに地域型保育事業の給食指導に関すること。

保育対策課

- 1 待機児童対策に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。

こども施設整備課

- 1 保育所等の整備及び助成に関すること。
- 2 保育所の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関すること。
- 3 幼保連携型認定こども園の設置の認可及び当該施設の休止、廃止等の認可に関すること。
- 4 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の認可並びにこれらの事業の休止及び廃止の承認に関すること。
- 5 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

- 6 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認定に関する事（他の課の主管に属するものを除く。）。

こども福祉保健部

こども家庭課

こども家庭係

- 1 市立の児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園及び心身障害児に関する施設を除く。養護支援係分担事務3を除き、以下この部において同じ。）等の企画及び設置に関する事。
- 2 母子福祉及び父子福祉に関する事（特別乗車券に関する事を除く。）。
- 3 寡婦福祉に関する事。
- 4 母子福祉及び父子福祉並びに寡婦福祉に係る社会福祉事業（母子福祉施設に係るものを含む。以下この部中「母子父子寡婦福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関する事。
- 5 母子父子寡婦福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 6 児童福祉、母子福祉、父子福祉、寡婦福祉に係る統計調査に関する事。
- 7 児童虐待防止に係る事務の企画及び総合調整に関する事（児童相談所の主管に属するものを除く。）。
- 8 児童相談所との連絡調整に関する事。
- 9 女性に係る福祉の調整に関する事（政策局男女共同参画推進課の主管に属するものを除く。）。
- 10 女性福祉相談に関する事。
- 11 部内他の課、係の主管に属しない事。

手当給付係

- 1 子ども手当、児童手当、特別児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- 2 特別乗車券に関する事（他の局の主管に属するものを除く。）。

養護支援係

- 1 児童福祉施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関する事。
- 2 児童福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 3 児童福祉に係る社会福祉事業（児童福祉施設に係るものを除く。以下この部において「児童福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の許可等に関する事（障害児福祉保健課及び他の部の主管に属するものを除く。以下この部において同じ。）。
- 4 児童福祉事業の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関する事。
- 5 児童福祉施設及び里親への措置及び措置費並びに助産等の実施及び助産等の実施費用並びに法外扶助に関する事。

- 6 市立の児童福祉施設の運営管理に関すること。
- 7 里親の認定及び登録に関すること。
- 8 私立の児童福祉施設の建設に対する助成に関すること。
- 9 その他児童の養護に関すること。

親子保健係

- 1 母子保健に関すること（保健所事務分掌規則第4条 こども家庭支援課の項第3号に掲げる事務を除く。）。
- 2 母子の歯科保健に関すること。
- 3 不妊相談及び不妊治療費助成に関すること。
- 4 母子保健等に係る統計調査に関すること。

障害児福祉保健課

- 1 知的障害児、肢体不自由児等の心身障害児及び身体障害児（以下「障害児」という。）の福祉保健の推進に関すること（健康福祉局障害福祉課の主管に属するものを除く。）。
- 2 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）による発達障害児の福祉保健の推進並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 3 障害児及び発達障害児の福祉保健に係る施策に係る企画及び調整に関すること。
- 4 障害児の福祉に係る社会福祉事業（障害児入所施設及び児童発達支援センターの心身障害児及び身体障害児に関する施設（以下この部中「障害児福祉施設」という。）に係るものを除く。）の開始、変更及び廃止の許可等並びに改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 5 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害児に係る援護及び更生に関すること。
- 6 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児に係る援護及び更生に関すること。
- 7 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関すること。
- 8 身体障害者等に対する奨学金の支給に関すること。
- 9 学齢期の障害児及び発達障害児の支援に関すること。
- 10 障害児に係る福祉サービスの情報提供に関すること。
- 11 障害児に係わる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に係る事務並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 12 市立の障害児福祉施設の企画及び設置並びに運営管理に関すること。
- 13 障害児福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- 14 障害児福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可等の取消し、その他の指導及び監督に関すること。

- 15 障害児福祉施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
- 16 私立の障害児福祉施設の建設に対する助成に関すること。

平成 29 年 度

事業概要

こども青少年局

【目 次】

	頁
◎ 平成29年度こども青少年局運営方針	1
◎ 横浜市の子どもの貧困対策	5
◎ 子育て世代包括支援センターによる妊娠期から子育て期までの支援の充実	7
◎ 平成29年度こども青少年局予算総括表	8
1 子どもの貧困対策の推進	10
○支援につなぐための仕組みづくり<新規> ○困難を抱える子どもの 生活支援・学習支援<拡充>	○ひとり親家庭等への総合的な支援<拡充> ○保育所等利用における負担軽減<拡充> ○計画推進のための会議開催
2 妊娠から乳幼児期までの途切れのない支援の充実	11
○妊婦健康診査事業<拡充> ○こんにちは赤ちゃん訪問事業 ○母子保健指導事業 ○乳幼児健康診査事業 ○歯科健康診査事業	○育児支援事業 ○妊娠・出産サポート事業<拡充> ○母子保健コーディネーターの配置<新規> ○不妊相談・治療費助成事業
3 地域における子育て支援の充実	13
○地域子育て支援拠点事業<拡充> ○親と子のつどいの広場事業<拡充> ○保育所・幼稚園・認定こども園 子育てひろば事業<拡充>	○子育て支援者事業<拡充> ○横浜子育てサポートシステム事業 ○乳幼児一時預かり事業<拡充> ○子育て家庭応援事業
4 新制度における保育・教育の実施等	15
○支給認定を受けた子どもの保育・教育<拡充> ○延長保育事業 ○補足給付費 ○保育・教育コンシェルジュの設置<拡充> ○支給認定及び給付費の 支給に関する事務<拡充>	(以下は新制度外の事業) ○賃借料補助事業 ○年度限定保育事業<拡充> ○市立保育所民間移管事業 ○保育料納付促進事業 ○給食食材放射線測定事業 ○横浜保育室助成事業
5 多様な保育ニーズへの対応	17
○一時預かり事業<拡充> ○休日保育	○病児・病後児保育事業<拡充> ○24時間型緊急一時保育事業
6 保育所等整備事業	18
○保育所の整備<拡充> ○認定こども園の整備<拡充> ○横浜保育室の認可移行支援<拡充>	○地域型保育事業の整備<拡充> ○保育所等防犯対策強化事業<新規>
7 保育・教育の質向上・保育士等確保策	19
○保育・幼児教育の質向上の仕組みづくり<拡充> ○保育・幼児教育の研修事業 ○保育・幼児教育の研究事業	○保育資源ネットワーク構築事業の充実 ○保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保<拡充>
8 幼児教育の支援	21
○私立幼稚園就園奨励補助事業<拡充> ○私立幼稚園等預かり保育事業<拡充> ○私立幼稚園等一時預かり補助事業<拡充> ○特定教育・保育施設移行園 保護者負担軽減補助事業	○私立幼稚園等補助事業 ○私立幼稚園等特別支援教育費補助事業 ○私立幼稚園等施設整備費補助事業 ○保育・幼児教育の質の向上<拡充>

9	放課後の居場所づくり ○放課後児童育成事業<拡充>	○プレイパーク支援事業	22
10	すべての子ども・若者の健全育成の推進 ○青少年を育む地域の環境づくり<拡充> ○青少年育成に携わる団体等の支援	○青少年関係施設の運営等 ○横浜市子ども・若者支援協議会の運営	23
11	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実 ○青少年相談センターにおける相談・支援事業 ○地域ユースプラザ事業<拡充> ○若者サポートステーション事業	○生活困窮状態の若者に対する相談支援事業 ○よこはま型若者自立塾 ○寄り添い型生活支援事業<拡充>	24
12	地域療育センター関係事業 ○地域療育センター運営事業<拡充> ○地域療育センター学校支援事業	○地域療育センター発達障害児通所支援事業	25
13	在宅障害児及び施設利用児童への支援等 ○障害児通所支援事業<拡充> ○学齢後期障害児支援事業 ○メディカルショートステイシステム事業	○医療環境整備事業 ○障害児入所支援事業等 ○障害児施設の再整備	26
14	児童虐待防止への取組の充実 ○児童相談所の運営と機能強化 ○児童虐待防止啓発、地域等との連携 ○家庭訪問の充実	○発生予防の取組<拡充> ○児童・家庭への支援<拡充>	27
15	社会的養護の充実 ○児童福祉施設の整備 ○里親推進事業<拡充> ○ファミリーホーム事業<拡充> ○自立援助ホーム事業<拡充>	○養育家庭支援機能の強化<拡充> ○施設等退所後児童に対するアフターケア事業 ○児童措置費等<拡充>	29
16	ひとり親家庭等の自立支援 ○ひとり親家庭等自立支援事業<拡充> ○ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業	○寡婦（夫）控除のみなし適用	30
17	DV対策事業 ○DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 ○女性緊急一時保護施設補助事業	○加害者更生プログラムへの運営費補助 ○母子生活支援施設緊急一時保護事業<拡充>	31
18	児童扶養手当等 ○児童扶養手当 ○特別児童扶養手当事務費	○特別乗車券の交付	32
19	児童手当 ○児童手当		32
20	横浜市子ども・子育て支援事業計画、 ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切に するまちづくりの推進 ○横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進	○ワーク・ライフ・バランスの推進	33
21	母子父子寡婦福祉資金貸付事業（母子父子寡婦福祉資金会計） ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業（母子父子寡婦福祉資金会計）		33

平成 29 年度 こども青少年局運営方針

I 基本目標

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」の実現

II 目標達成に向けた施策

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「横浜市子ども・子育て支援事業計画～子ども、みんなが主役！よこはま わくわくプラン～」(平成 27～31 年度)に沿って、幅広く子ども・青少年のための施策を推進し、「横浜市中期 4 か年計画」に掲げた目標の達成に向けて取り組みます。



< 29 年度に重点的に取り組む施策 >

産まれる前から青少年期までの全ての子ども・青少年に対して、切れ目のない総合的な施策・事業を確実に実施するとともに、個別の支援にも重点を置いた取組を進めます。

1 保育所等待機児童解消の継続

保育所等への利用申請者数が年々増え続ける中、区局が連携し、認可保育所や幼稚園などの既存資源を一層活用するとともに、保育ニーズが高いエリアを重点に必要な施設・事業の整備を進めるなど、地域の状況に応じた対策を講じます。

また、引き続き、保育・教育コンシェルジュがお一人おひとりのニーズを伺い、その方に合った保育サービスを丁寧にご案内していきます。

さらに、潜在保育士や養成校卒業予定者など一人でも多くの保育士の方に市内保育施設に従事していただけるよう、これまでの保育士確保の取組みを継続、充実していきます。

<29 年度の主な事業・取組>

- 保育所等の整備【拡充】
- 保育・教育コンシェルジュの設置【拡充】
- 保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保【拡充】

2 子ども・子育て支援新制度におけるすべての子育て家庭への支援

子どもの豊かな育ちを保障するため、乳幼児期の保育・教育に携わる職員が専門性を高められるよう、研修・研究の機会の充実を図り、保育・教育の質の維持・向上を図ります。

また、保護者の子育てに対する負担感や不安感を軽減するため、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業など、在宅の子育て家庭を含めたすべての子育て家庭への支援を充実することにより、総合的な施策を推進します。

<29 年度の主な事業・取組>

- 保育・教育施設等の職員向けの研修実施及び園内研修・研究の取組支援【拡充】
- 親と子のつどいの広場等の拡充による地域における親子の居場所づくり【拡充】
- 地域子育て支援拠点サテライトにおける

横浜子育てパートナー事業の実施【拡充】

3 放課後児童支援策の充実

すべての子どもたちに豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するため、全小学校で「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を進めます。

また、「放課後児童クラブ」に対する支援を推進し、増加する留守家庭の子どもたちの19時までの居場所を充実します。

＜29年度の主な事業・取組＞

- 放課後キッズクラブ整備事業
- 放課後児童クラブの分割・移転支援

4 児童虐待防止への取組の充実

「横浜市子供を虐待から守る条例」の趣旨を踏まえ、児童虐待の発生予防から、重篤化防止・再発防止に至るまでの対応及び支援体制等の充実と、社会的養護の推進を図るとともに、児童福祉法等の改正を踏まえた取組を充実するなど、児童虐待対策を総合的に進めていきます。

29年度は未然防止に向け、妊娠期から産後の切れ目のない支援として、子育て世代包括支援センターによる支援を充実していきます。

＜29年度の主な事業・取組＞

- 母子保健コーディネーター（仮称）のモデル配置（3区）並びに産婦健康診査、産後母子ケアの実施（全区）【新規】
- 区の要保護児童対策地域協議会の調整機能を担う職員や児童相談所の職員の人材育成の強化【拡充】
- 横浜型児童家庭支援センターの設置拡充（新規3か所）【拡充】

5 困難を抱える若者支援策の充実

相談支援や居場所の提供、生活訓練や社会・就労体験、就労訓練プログラムの提供など、若者の状況に応じた段階的支援に取り組むとともに、新たに、区役所において定期的な専門相談を実施し、より多くの方を適切な支援につなげる取組を強化して、困難を抱える若者の自立支援を推進します。

＜29年度の主な事業・取組＞

- 青少年相談センター事業
- 地域ユースプラザ事業【拡充】
(区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談)
- 若者サポートステーション事業

6 子どもの貧困対策の推進

横浜の将来を担う子どもの育ちや成長を守り、貧困が連鎖することを防ぐため、「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、生活困窮状態やひとり親家庭等困難を抱える子どもの生活支援・学習支援や、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた総合的な支援を充実します。

また、「子ども食堂」を始め、地域における子どもの居場所づくり等を支援し、困難を抱える子ども・若者・家庭を支援につなぐ仕組みづくりを進めます。

＜29年度の主な事業・取組＞

- 寄り添い型生活支援事業【拡充】
- 次期ひとり親家庭自立支援計画の策定【第4期計画：30～34年度】
- 子ども食堂等の創設・継続支援【新規】
(地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業)

Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

職員一人ひとりが最大限に力を発揮し、こども青少年局一丸となって目標達成に向けて取り組むにあたり、次の3つに重点をおいた組織運営を行います。

1 市民満足（CS）と職員満足（ES）の向上

子ども・青少年の視点に立った支援や現場発意の施策展開を図るとともに、職員が「働くよろこび」と「成長」を実感できる職場環境づくりを進めます。

- 子ども・若者の視点に立った支援を行います。また、市民や事業者に寄り添ったわかりやすく丁寧な対応を心がけます。子どもや青少年を取り巻く社会情勢の変化にアンテナを張り、現場発意の施策立案・改善を推進します。
- 責任職は、職員一人ひとりの業務内容を理解し、関心を持って声掛けや指導を行うとともに、職員間の業務量の適正化等を図ります。
- 業務の状況を相互に報告し、職員同士が「認め合う・支え合う」職場づくりを進め、責任職は日々の取組に対する「感謝」の意を職員に伝えます。
- 繁忙期の協力体制の確保を始め、会議・打ち合わせにおける論点の明確化や時間管理の徹底など、業務効率化の具体的取組を進めます。

2 人材育成・チーム力の強化

職員の力を最大限に発揮できるよう、人材育成に取り組むとともにコミュニケーションの活性化を図り、組織の枠を超えたチーム力を高めます。

- 職員自らがよく考え、日々の仕事を進められるよう責任職は支援します。庁内外の研修参加等と合わせ、組織全体で職員の人材育成に取り組みます。
- 職員間のつながり・相互の情報共有を一層充実し、課を超えた業務連携や連続性を意識した施策検討・実施、改革推進委員会などにより「チームこども」の機運を醸成します。
- 待機児童対策や児童虐待防止、子どもの貧困対策など全庁的な取組が必要な施策については、区や関係局との連携を強化し「チーム横浜」として取り組みます。

3 協働と共創の推進

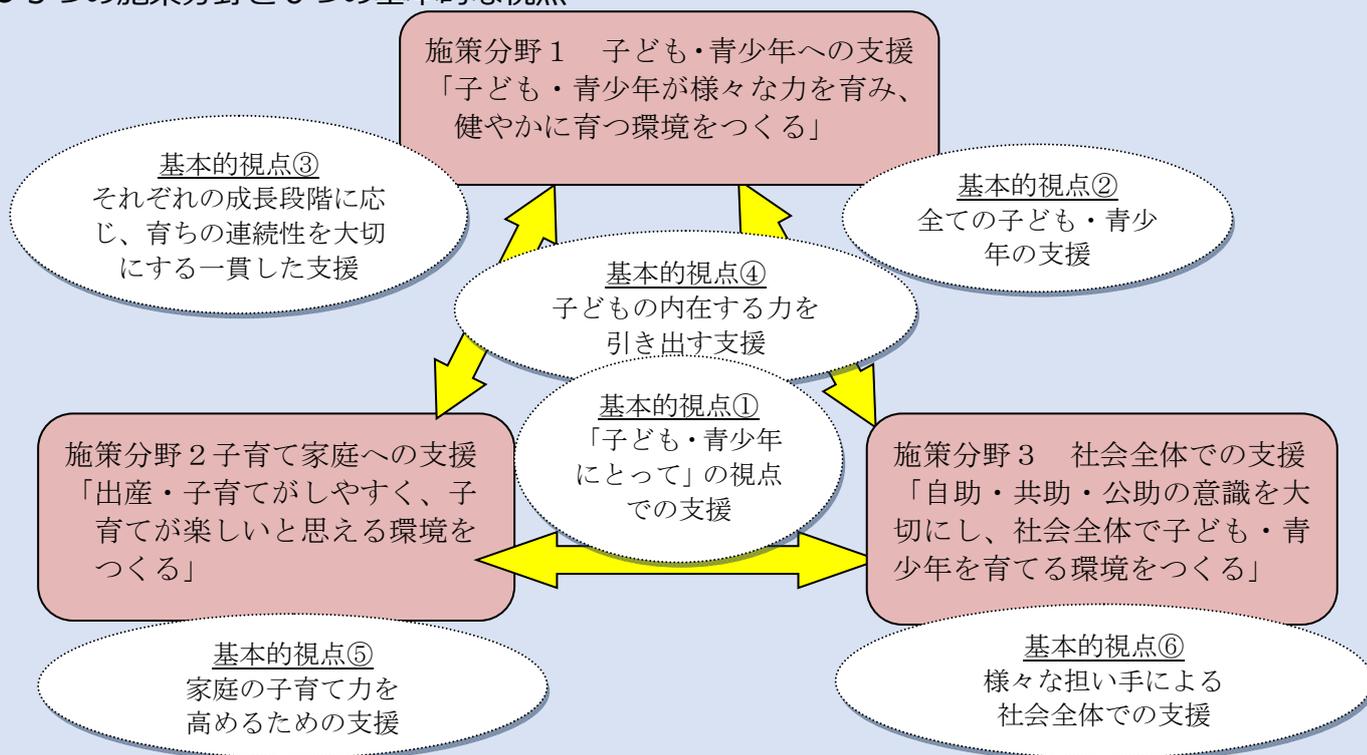
未来を担う子ども・青少年の健やかな育ちを社会全体で支えるため、多様な市民等との協働・共創による取組を推進します。

- 保育所、幼稚園や学校、民生委員・児童委員、NPO法人、医療機関、市民、企業など様々な主体との連携・協働、共創を図ります。
- 特に生まれる前から乳幼児期の子育て支援や様々な課題を抱えた子ども・青少年の支援では、子どもたちの周りに多くの関わり合いを見つけ、それぞれをつなぎ、共に育てていく関係を着実に広げます。
- 物品の調達や委託業務の発注にあたり、市内中小企業への優先発注に取り組みます。



◎横浜市こども・子育て支援事業計画の施策体系と事業概要の関連項目◎

● 3つの施策分野と6つの基本的な視点



● 施策体系と事業概要の関連項目

「子どもの貧困対策」 1 子どもの貧困対策の推進

施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

基本施策①「乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援」

- 4 新制度における保育・教育の実施等/6 保育所等整備事業
- 7 保育・教育の質向上・保育士等確保策 /8 幼児教育の支援/9 放課後の居場所づくり

基本施策②「学齢期から青少年期までの子ども・青少年の育成施策の推進」

- 9 放課後の居場所づくり/10 すべての子ども・若者の健全育成の推進
- 11 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

基本施策③「障害児への支援」

- 12 地域療育センター関係事業/13 在宅障害児及び施設利用児童への支援等

基本施策④「若者自立支援の充実」

- 10 すべての子ども・若者の健全育成の推進/11 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

施策分野2 出産・子育てが楽しいと思える環境をつくる

基本施策⑤「生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援」

- 2 妊娠から乳幼児期までの途切れのない支援の充実/5 多様な保育ニーズへの対応

基本施策⑥「地域における子育て支援の充実」 3 地域における子育て支援の充実

基本施策⑦「ひとり親家庭の自立支援/配偶者からの暴力(DV)への対応と未然防止」

- 16 ひとり親家庭等の自立支援/17 DV対策事業 /18 児童扶養手当等
- 21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

施策分野3 「自助・共助・公助の意識を大切にし、社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる」

基本施策⑧「児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実」

- 14 児童虐待防止への取組の充実 /15 社会的養護の充実

基本施策⑨「ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進」

- 20 横浜市子ども・子育て支援事業計画、ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にするまちづくりの推進

その他 19 児童手当

- 横浜市の子どもの貧困対策 -

1 子どもの貧困対策に関する取組

27年度末に策定した「横浜市子どもの貧困対策に関する計画（28～32年度）」に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めます。

子どもの豊かな成長を支える教育、保育の推進

子どもの貧困対策の基盤

○★乳幼児期の教育・保育の保障

（多子世帯・ひとり親世帯等の負担軽減の拡充）

○★私立幼稚園就園奨励補助

（多子世帯・ひとり親世帯等の負担軽減の拡充）

○乳児期・幼児期・小学校の連携・接続

○一人ひとりの自立に向けた基礎学力の向上【教育】

○子どもの社会的スキルの向上【教育】

○食育の推進及び生活環境により昼食の用意が困難な生徒へのハマ弁を活用した支援【教育】

○★地域と連携した放課後の学習支援【教育】

（放課後学び場事業 20校増、累計40校）

○自己有用感や自己肯定感が持てるような学級・学校づくり【教育】

○発達の段階に応じたキャリア教育の推進【教育】

○登校支援の取組【教育】

○貧困問題の学校における理解促進【教育】

施策1 気づく・つなぐ・見守る

施策の5つの柱

1 母子保健施策・地域子育て支援施策

○妊娠期から子育て期にわたる相談支援

（母子保健コーディネーター（仮称）の配置 モデル3区）

○地域子育て支援拠点における利用者支援事業の実施

2 学校と区役所等の連携

○区役所の学齢期対応の窓口の一本化

○★スクールソーシャルワーカー（各区担当18人、スーパーバイザー1人、チーフ4人）、カウンセラー及び児童支援専任教諭・生徒指導専任教諭の配置【教育】

○高校就学継続・進路選択等の支援【一部教育】

3 総合的な児童虐待防止対策の推進

○児童虐待防止啓発地域連携事業

○保育所等での見守り強化

○児童相談所等の相談・支援体制の充実

4 生活困窮者への自立支援

○区役所内の関係部署やジョブスポットとの連携強化【健福】

○地域の相談支援機関等とのネットワーク構築によるアウトリーチ型の自立相談支援事業の推進【健福】

5 子どもを支える地域の取組の支援

○★「子ども食堂」等の創設・継続支援

（地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業）

6 困難を抱える若者の相談の機会の充実

○★区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談（地域ユースプラザ事業）

施策2 子どもの育ち・成長を守る

1 子どもの育ち・成長の保障

○★乳幼児期の教育・保育の保障（再）

○★私立幼稚園就園奨励補助（再）

○乳児期・幼児期・小学校の連携・接続（再）

○学齢期以降の子どもの居場所

2 ひとり親家庭等の困難を抱える子どもへの支援

○ひとり親家庭児童の生活・学習支援（モデル事業2か所）

○★寄り添い型生活支援事業（3区増、累計11区）

○日常生活支援事業

○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

○ひとり親家庭等医療費助成

○就学援助・私立学校等就学奨励制度【教育】

施策3 貧困の連鎖を断つ

1 学習支援

○★寄り添い型学習支援事業【健福】

（受入拡充720人→810人、高校中退防止の強化）

○ひとり親家庭児童の生活・学習支援（再）

2 進学支援・就学継続支援

○被保護者自立支援プログラム（教育支援専門員）【健福】

○高校奨学費【教育】

施策4 困難を抱える若者の力を育む

1 困難を抱える若者の相談・就労支援体制

○青少年相談センターにおける相談・支援事業

○地域ユースプラザ事業

○若者サポートステーション事業

○よこはま型若者自立塾における支援

2 困難を抱える若者の自立に向けた環境整備

○施設等退所後児童アフターケア事業

○施設等退所者に対する調査

○★子ども・若者実態調査

施策5 生活基盤を整える

1 生活基盤を支える現金給付

○生活保護【健福】○児童扶養手当

2 保護者の就労促進

○被保護者や生活困窮者への就労支援【健福】

○★母子・父子家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金の一部拡充）

○母子家庭等就業・自立支援センター

○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（再）

○★高等職業訓練促進資金貸付事業

3 子育て世帯への経済的支援等

○児童手当

○★小児医療費助成（通院助成対象の拡充）【健福】

【教育】教育委員会事務局、【健福】健康福祉局、無印はこども青少年局所管事業

★は29年度予算の新規・拡充事業

2 平成 29 年度予算の重点取組

I 困難を抱える子ども・若者・家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業名	取組及び新規・拡充内容
「子ども食堂」等の創設・継続支援（地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業）	区社会福祉協議会を相談窓口とし、助成制度や地域人材の情報を提供するなどにより「子ども食堂」等地域の取組の創設・継続を支援し、効果的な支援方策を検討 ○モデル実施【2区（磯子区・港北区）】
区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談の実施（地域コースプラザ事業）	地域コースプラザ職員を定期的に派遣し、区役所に専門相談の窓口を設置 ○新規実施【全区で、月2回を予定】

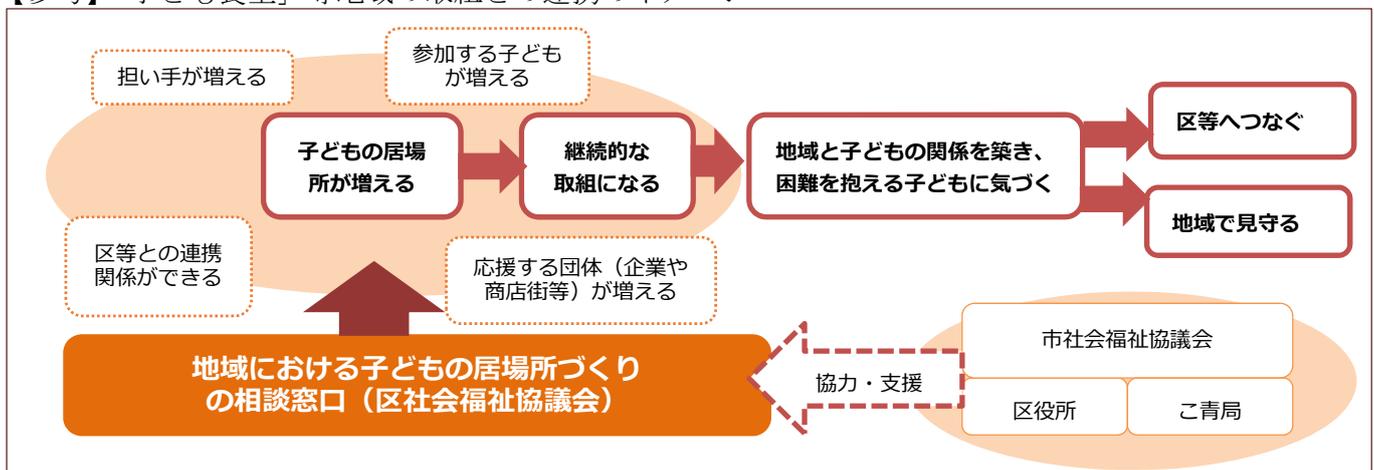
II 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等
寄り添い型生活支援事業	養育環境に課題がある子どもの生活習慣（食事、歯磨き、掃除など）の習得及び向上、学習支援 ○実施区数の増【新規3区（㉔8区→㉔11区）】
ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業	ひとり親家庭の子ども、食事の提供を含む、夕方以降の生活の支援 ○モデル実施継続【2か所（㉔2か所）】
寄り添い型学習支援事業（健康福祉局）	生活困窮世帯の子どもの高校進学に向けた学習意欲や学力の向上のための学習支援 ○中学生の受入拡大【㉔18区・28会場・720人→㉔18区・31会場・810人】 ○高校中退防止の強化
放課後学び場事業（教育委員会事務局）	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生に対する学習支援（学校等において実施）○実施か所数の増【㉔20校→㉔40校】

III 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業名	取組及び新規・拡充内容等
自立支援教育訓練給付金	介護ヘルパーなどの職業能力開発の講座受講者への受講料支給 ○雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給を受けるひとり親に対する差額の支給
<参考> 高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金の受給者に対し入学準備金 50 万円、就職準備金 20 万円を貸付。資格取得した日から 1 年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に 5 年間継続して従事した場合は返還を免除。 （28 年度 12 月補正で 30 年度までの事業費の計上を行い貸付を実施）
ひとり親家庭自立支援計画	次期計画（30～34 年度）の策定

【参考】「子ども食堂」等地域の取組との連携のイメージ



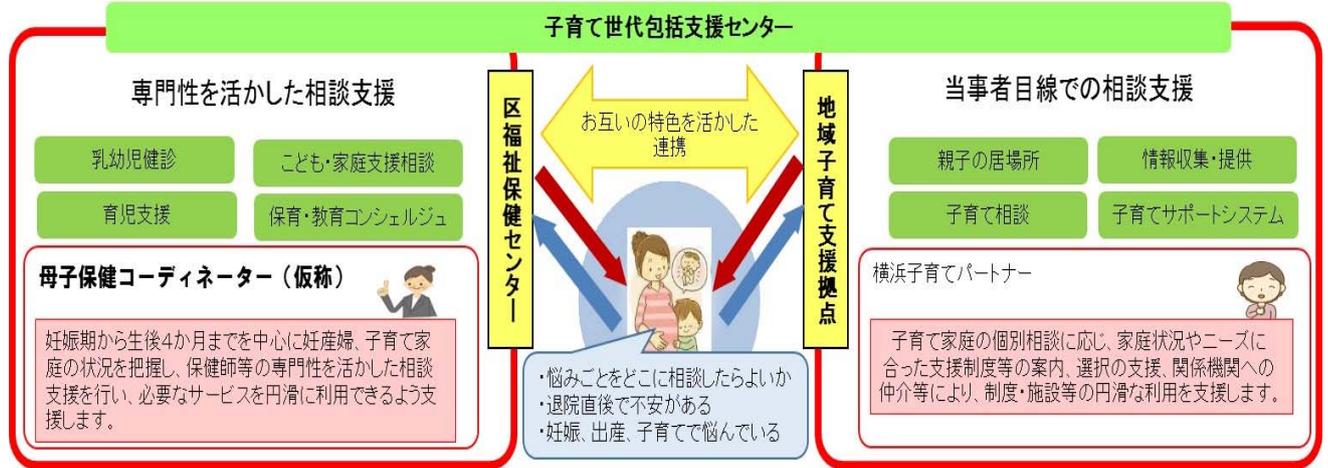
【参考】横浜サポーターズ寄附金～ふるさと納税～の寄附の受付について

新たな寄附メニューの1つとして「子どもの貧困対策」を新設し、寄附を受け付けます。

- 子育て世代包括支援センターによる妊娠期から子育て期までの支援の充実 -

1 横浜市版子育て世代包括支援センター

「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、市町村は子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することとされました。横浜市では、区福祉保健センターと地域子育て支援拠点がそれぞれの特徴を活かして連携・協働することで、子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期までの支援の充実を図っていきます。



○ **区福祉保健センター（こども家庭支援課）では、保健師等の専門性を活かした相談支援を行う「母子保健コーディネーター（仮称）」を、29年度はモデル区3区（南区・都筑区・泉区）に配置し、妊産婦の相談・支援に対応します。**

- ・母子保健コーディネーター（仮称）は、母子健康手帳交付時に全妊婦と面接を行い、出産・子育て準備プラン（仮称）を作成します。
- ・出産・子育て準備プラン（仮称）を活用することで、各妊婦が状況に応じて適した母子保健サービス（両親教室、産前産後ヘルパー等）を確認し、利用しやすくなるようにします。
- ・産後4か月までを中心に相談に対応するとともに、体調の変化や家族状況の変化等に応じて出産・子育て準備プラン（仮称）を変更し、継続相談が必要な人へは電話や家庭訪問による支援を行います。

○ **地域子育て支援拠点では、当事者目線での相談支援を行う「横浜子育てパートナー」を、27年度から全区の地域子育て支援拠点に配置し、親子の居場所や子育てに関する地域情報の提供など、地域子育て支援拠点が持つ特性を生かし、子育て家庭からの気軽な相談に応じています。専門性が必要な相談については、区福祉保健センターと連携・協力して対応するなど総合的に支援しています。**

2 充実する関連施策

29年度は、産婦健康診査への助成、外出が難しい産婦を対象とした訪問による母乳相談、さらに3区（南区・都筑区・泉区）で産後うつ等の早期発見・支援にむけた取組を実施します。

主な母子保健・育児支援事業（就学前までの取組） ※白抜きが主な新たな取組

	妊娠	28～32週	誕生	1か月	2か月	4か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	就学
全ての妊産婦・子育て家庭を対象とした事業	(新規・充実)【母子保健コーディネーター】妊産婦届出時面接、相談支援(モデル区)											
			こんにちは赤ちゃん訪問		4か月児健康診査		1歳6か月児健康診査		3歳児健康診査			
医療機関で実施	妊婦健康診査・妊婦歯科健康診査		(新規)産後健康診査		医療機関乳幼児健康診査							
状況に応じて実施、利用をすすめる事業	産後母子ケア事業 (新規)訪問型母乳相談											
	保健師・助産師等による家庭訪問(妊・産婦、新生児、乳幼児)											
	地域子育て支援拠点(親子の居場所、妊娠期を対象としたプレママパパ講座等の開催、横浜子育てパートナー)											
	産前産後ヘルパー派遣事業											
相談事業(こども家庭支援相談・女性の健康相談等) 健康教育事業(母親教室・両親教室・地域赤ちゃん教室・育児教室等)												

平成29年度 こども青少年局予算総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	28年度	29年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	253,775,112	270,298,230	16,523,118	6.5	
青少年費	21,131,180	21,544,237	413,057	2.0	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	137,871,049	152,037,653	14,166,604	10.3	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども福祉保健費	94,772,883	96,716,340	1,943,457	2.1	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸 支 出 金	629,382	623,235	△ 6,147	△ 1.0	
特別会計繰出金	629,382	623,235	△ 6,147	△ 1.0	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一 般 会 計 計	254,404,494	270,921,465	16,516,971	6.5	
(特別会計)					
母子父子寡婦福祉資金会計	1,046,994	523,320	△ 523,674	△ 50.0	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特 別 会 計 計	1,046,994	523,320	△ 523,674	△ 50.0	

※この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。



1		子どもの貧困対策		事業内容	
		本 年 度	千円 10,634,273	<p>「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」に基づき、困難を抱える子ども・若者・家庭を支援につなぐ仕組みづくりや子どもの生活支援・学習支援、ひとり親家庭への支援等を充実します。</p> <p>1 支援につなぐための仕組みづくり<新規> 1,990万円</p> <p><u>(1) 地域における子どもの居場所づくりサポートモデル事業<新規></u> (子どもの貧困対策推進事業)</p> <p>いわゆる「子ども食堂」等地域の取組の創設・継続を支援するモデル事業を2区（磯子区・港北区）で実施します。 地域支援の実績のある区社会福祉協議会を相談窓口とし、助成制度や地域人材の情報を提供するなどの活動支援を行い、効果的な支援方法を検討します。 また、地域の取組の情報を子どもや家庭に届ける仕組みづくりを行うとともに、子どもを支える取組やその担い手を増やすための普及啓発を行います。</p> <p><u>(2) 区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の</u> <u>専門相談の実施<新規>（地域ユースプラザ事業）</u></p> <p>新たに、地域ユースプラザ職員を定期的に派遣し、区役所に専門相談の窓口を設置します。（全区で実施・月2回）</p>	
前 年 度	10,624,238				
差 引	10,035				
本年度の財源内訳					
	国	3,606,881	<p>2 困難を抱える子どもの生活支援・学習支援<拡充> 9,626万円</p> <p>(1) 寄り添い型生活支援事業<拡充></p> <p>養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、生活・学習支援等を実施します。（新規3区+継続8区） ○既実施区：鶴見区、西区、中区、旭区、金沢区、栄区、泉区、瀬谷区</p> <p>(2) ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業</p> <p>ひとり親家庭の子どもに対して、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援し、ひとりで家にいることが多いひとり親家庭の子どもたちの基本的な生活習慣の習得と健全育成を図ります。（モデル実施：継続2か所（鶴見区・瀬谷区））</p> <p>3 ひとり親家庭等への総合的な支援<拡充> 105億1,561万円</p> <p>(1) 児童扶養手当</p> <p>ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に手当を支給します。</p> <p><u>(2) ひとり親家庭に対する就労・生活・子育ての支援（ひとり親家庭等自立支援事業）<拡充></u></p> <p>ひとり親家庭に対して、就業支援や学習支援等の総合的な自立支援を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長の確保につなげます。 また、次期「ひとり親家庭自立支援計画」（平成30年度～34年度）を策定します。</p> <p><u>ア 自立支援教育訓練給付金<拡充></u></p> <p>主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、介護ヘルパーなどの教育訓練講座を受講した場合に、講座受講料の一部を支給します（費用の6割、上限20万円）。雇用保険制度の一般教育訓練給付金（費用の2割、上限10万円）の支給を受けるひとり親に対して、新たに差額を支給します。</p> <p><u>イ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業【参考】</u></p> <p>高等職業訓練促進給付金の受給者に対して、入学準備金及び就職準備金の貸付を実施します。 なお、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間継続して従事した場合は返還を免除します。○入学準備金：上限50万円 ○就職準備金：上限20万円 ※ 27年度国補正で措置された国費を活用し、28年度予算において、3か年分の予算計上を行っている事業（実施期間：28年度から30年度まで）</p> <p>4 保育所等利用における負担軽減<拡充></p> <p>保育所、認定こども園、新制度の幼稚園、小規模保育事業、家庭的保育事業等を利用する際の利用料や、私学助成を受ける幼稚園の保育料の一部を補助する私立幼稚園就園奨励補助金について、市民税非課税世帯等の多子世帯及びひとり親世帯等の負担軽減を拡充します。</p> <p>5 計画推進のための会議開催 251万円</p> <p>支援者や有識者による計画推進のための会議を開催します。</p>		
	県	0			
	その他	20,000			
	市 費	7,007,392			

2	妊娠から乳幼児期までの途切れない支援の充実	
	本年度	千円 4,691,816
	前年度	4,442,481
	差引	249,335
本年度の財源内訳	国	587,347
	県	76,685
	その他	9,090
	市費	4,018,694

事業内容

出産・子育てがしやすく子育てが楽しいと思える環境づくりに向け、生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援を充実させることで、子どもの健やかな育ちを支えます。

- 1 妊婦健康診査事業<拡充> 25億5,975万円**
 (1) 妊婦健康診査
 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成します。
 (延べ見込人数：366,254人)

- (2) 産婦健康診査<新規>
 産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成します。
 (延べ見込人数：30,198人)

- 2 こんにちは赤ちゃん訪問事業 9,185万円**
 子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報の提供等を行います。
 (訪問見込件数：24,625件)

- 3 母子保健指導事業 7,711万円**
 母体の保護並びに乳幼児の健康保持及び増進を図るために、母子健康手帳の交付、子育てガイドブック等の配布、母親（両親）教室の開催、女性の健康相談、妊産婦と乳幼児への保健指導、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。
 (訪問見込件数：12,100件)

また、養育者等に講演会、相談及び指導を通じて、小児ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等、アレルギー疾患・スキンケア等についての正しい知識の普及啓発を行います。



- 4 乳幼児健康診査事業 7億4,138万円**
 (1) 乳幼児健康診査
 区福祉保健センターにおいて4か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行い、必要な支援につなげます。また、健康管理や栄養、生活習慣の確立、その他育児に関する指導を行うことで、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。
 (受診見込件数：82,820件)

- (2) 医療機関乳幼児健康診査
 医療機関乳幼児健康診査の受診票を3回分発行し、生後1か月、7か月、及び12か月での受診を勧奨し、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。
 (受診見込件数：63,992件)

- (3) 未受診者対策
 乳幼児健診等の受診状況を「母子保健システム」で確認し、迅速に受診勧奨を行うとともに相談支援を実施します。

- 5 歯科健康診査事業 1億4,094万円**
 (1) 妊婦歯科健康診査事業
 妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ、母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、歯科医療機関に委託し、歯科健診を実施します。
 また、女性の生涯を通じた歯の健康及び生まれてくる赤ちゃんの健やかな成長に寄与します。
 (妊婦歯科健診受診見込件数：9,664件)

- (2) 乳幼児歯科健康診査事業
 区福祉保健センターにおいて乳幼児歯科健診・保健指導（4か月児・1歳6か月児・3歳児）を行います。また、妊産婦・乳幼児に対する歯科相談事業を実施します。

6 育児支援事業

1億6,962万円

(1) 育児支援家庭訪問事業

区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員（看護職嘱託員・アルバイト）が、子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。（延べ訪問見込件数：5,432回）

(2) 産前産後ヘルパー派遣事業

育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後5か月未満の子育て家庭に対し、支援の必要がある場合、ヘルパーを派遣し家事や育児の負担を軽減します。（延べ利用見込件数：6,580回）

7 妊娠・出産サポート事業＜拡充＞

3,843万円

(1) 妊娠・出産相談支援事業

予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営します。妊娠早期からの相談支援を充実させ、児童虐待の予防につなげます。

(10:00～22:00 365日開設)



(2) 産後母子ケア事業

心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所等を活用し、母子デイケア・ショートステイサービスを提供することにより、産後の支援を充実し、育児不安の早期解消を図ります。

(延べ利用見込者数：212人)

(延べ利用見込日数：988日)

(3) 訪問型母乳相談＜新規＞

産後間もない時期に起こりやすい授乳トラブルや母乳育児への不安の解消に向け、外出が難しい産婦の家庭を助産師が訪問し、乳房マッサージや具体的な相談対応を行います。

(利用見込者数：62人、延べ利用見込件数：186件)

(4) 産後うつ対策事業＜拡充＞

産科等の医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行います。

区福祉保健センターで相談支援をした妊産婦で産後うつリスクがあった人を対象に、母子訪問指導員等が産後うつの早期発見・支援に向けた取組を行い、必要時には母子保健サービスの利用や精神科受診勧奨等の早期対応につなげます。

(モデル実施：3区(南区・都筑区・泉区))

8 母子保健コーディネーターの配置＜新規＞

2,703万円

子育て世代包括支援センターの機能として、区福祉保健センターに母子保健コーディネーター（仮称）を配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図ります。

(モデル実施：3区(南区・都筑区・泉区))

9 不妊相談・治療費助成事業

8億4,571万円

(1) 不妊・不育相談

不妊や不育等に悩む方に対し、区福祉保健センターでの女性の健康相談や医師・助産師による専門相談を実施します。

(2) 特定不妊治療費の助成

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療費（体外受精及び顕微授精）の一部について助成します。また、特定不妊治療の一環として行った男性不妊治療費の一部についても助成します。

(特定不妊治療費助成見込件数：4,600件、男性不妊治療費助成見込件数：30件)

3	地域における子育て支援の充実	
	本年度	千円 2,099,149
	前年度	2,059,587
	差引	39,562
本年度の財源内訳	国	377,667
	県	377,667
	その他	10,490
	市費	1,333,325

事業内容

子育ての負担感や不安感を軽減するため、地域の子育て支援の総合的な拠点として各区に設置している地域子育て支援拠点の運営をはじめ、子育ての先輩や幼稚園、保育所、認定こども園、空き店舗など地域の資源を活用した交流、相談の場の充実を図り、地域ぐるみの子育て支援を実施します。

1 地域子育て支援拠点事業<拡充>

10億4,295万円

(1) 地域子育て支援拠点の運営

ア 実施内容

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 子育て情報の収集・提供事業
- (ウ) 相談事業
- (エ) 子育て支援ネットワーク事業
- (オ) 子育て支援関係者の人材育成事業
- (カ) 利用者支援事業
- (キ) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局

イ 実施か所数 継続18か所（全区）

ウ 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施

(2) 地域子育て支援拠点に準じた拠点サテライトの整備<拡充>

ア 実施内容

乳幼児人口が多い区に、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを新たに整備します。既存の地域子育て支援拠点とは異なるエリアに設置し、その地域の中核として既存の拠点と一体的に運営します。

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 子育て情報の収集・提供事業
- (ウ) 相談事業

※子育て支援ネットワーク事業及び子育て支援関係者の人材育成事業については、既存拠点と一体的に実施

イ 実施か所数

新規1か所（青葉区/平成30年3月開所予定）、継続2か所

(3) 拠点サテライトにおける利用者支援事業の実施<拡充>

子育て家庭からの個別相談に応じ、家庭の状況やニーズにあった適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業等の選択肢を提示し、円滑な利用へつなげる利用者支援事業を、拠点サテライトで実施します。

ア 実施か所数：新規2か所（港北区、鶴見区）

2 親と子のつどいの広場事業<拡充>

3億7,594万円

(1) 実施内容

親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供

(2) 実施場所

商店街の空き店舗、マンション、アパート等

(3) 実施か所数

新規4か所、継続57か所

(4) 一時預かり事業

ア 実施内容 : 広場のスペースを活用した一時預かりの実施

イ 実施か所数 : 新規1か所、継続31か所

ウ 定員 : 96人

3 保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業<拡充>

2億7,211万円

(1) 実施内容

施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等の実施

(2) 実施か所数

ア 週3日以上開設する常設園
新規4か所、継続63か所

イ 開設日が週3日未満の非常設園
新規2か所、継続316か所

4 子育て支援者事業<拡充>

7,268万円

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を実施します。

○ 実施開催数 新規1会場、継続179会場

5 横浜子育てサポートシステム事業

3,137万円

(1) 実施内容

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。

(2) 会員数（平成29年3月末現在）

○ 利用会員(9,428人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方

○ 提供会員(1,998人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方

○ 両方会員(785人)・・・利用会員かつ提供会員の方

6 乳幼児一時預かり事業<拡充>

2億9,512万円

(1) 実施内容

育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズを満たすため、認可外保育施設や、小規模保育事業を実施する場所に併設して、一時預かり事業を実施します。

(2) 実施か所数、定員

○ 8時間実施施設：継続10か所 141人

○ 11時間実施施設：新規1か所、継続11か所 180人

7 子育て家庭応援事業

897万円

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援する新たな文化を創り上げるため、小学生以下の子どもがいる家庭の方や妊娠中の方が、ステッカーが掲示された協賛店で、ちょっとした心配りや、設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられる事業（愛称「ハマハグ」）を実施します。

なお、29年度は、スマートフォン対応などのハマハグホームページの改修を行います。

○ 協賛店舗・施設数 4,848店舗・施設（平成29年3月末時点）



【地域子育て支援拠点】
（戸塚区・とつとの芽）



【乳幼児一時預かり事業】
（青葉区・子どもミニデイサービス まーぶる）

4	新制度における 保育・教育の実施等	
	本年度	千円 119,861,211
	前年度	107,549,327
	差引	12,311,884
本年度の 財源内訳	国	29,709,925
	県	15,696,160
	その他	19,453,566
	市費	55,001,560

事業内容

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の支給認定を受けた子どもに対する保育・教育を実施します。
また、各区に保育・教育コンシェルジュを設置し、適切な保育・教育につなげるための支援等を行います。

1 支給認定を受けた子どもの保育・教育(一部再掲)＜拡充＞ 【10ページ参照】 1,086億1,241万円

給付の認定区分に応じた保育・教育を実施します。新制度における施設型給付及び地域型保育給付、児童の処遇向上等のための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育・教育の質を確保し、安定的かつ継続的な運営を支援します。

また、市民税非課税世帯等の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料の負担軽減を拡充します。

(1) 施設型給付及び地域型保育給付＜拡充＞ 886億6,062万円
保育・教育の保障と質の充実のための給付について、保育士のキャリアアップに応じた処遇改善等の拡充を行います。

ア 施設型給付費 829億1,276万円
保育所、幼稚園、認定こども園で認定区分に応じた保育・教育を実施します。

内訳	平成28年度	平成29年度
民間保育所	596か所	641か所
市立保育所	84か所	82か所
幼稚園（給付対象施設）	41か所（24か所※）	56か所（28か所※）
幼保連携型認定こども園	19か所	22か所
幼稚園型認定こども園	6か所	10か所
計	746か所(729か所)	811か所(783か所)

※私立幼稚園等預かり保育事業により長時間保育を実施している園数

○ 利用見込児童数 1号認定：月平均 約17,400人/ 2・3号認定：月平均 約59,900人

イ 地域型保育給付費 57億4,786万円
小規模保育事業、家庭的保育事業（家庭保育福祉員）、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で0～2歳児（3号認定）の保育を実施します。

内訳	平成28年度	平成29年度
小規模保育事業	124か所	145か所
家庭的保育事業	36か所	35か所
事業所内保育事業	4か所	4か所
居宅訪問型保育事業	1か所	1か所
計	165か所	185か所

○ 利用見込児童数：月平均 約2,400人

(2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費 199億5,180万円
施設型給付及び地域型保育給付の対象施設・事業に対して、児童の処遇向上等のため、本市独自の助成として、障害児・特別支援児童等のために保育士等を加配するための経費やアレルギー児童に対応するための経費等を助成します。

ア 保育・教育施設向上支援費 193億1,982万円
保育所、幼稚園、認定こども園での保育・教育において必要な経費を助成します。

イ 地域型保育向上支援費 6億3,198万円
小規模保育事業、家庭的保育事業（家庭保育福祉員）、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育において必要な経費を助成します。

2 延長保育事業 50億2,389万円

給付対象施設・事業に対し、各施設・事業者が定める保育時間を超えて延長保育を実施するために必要な経費を助成します。また夜間、保護者の就労等により保育が必要な乳児、幼児の保育を実施します。

- 3 補足給付費** **1,079万円**
 保育・教育に必要な日用品等の購入に要する費用や食事の提供に要する費用等を各施設・事業者が実費徴収する場合に、生活保護世帯に費用の一部を助成します。
- 4 保育・教育コンシェルジュの設置<拡充>** **1億1,186万円**
 保育・教育コンシェルジュを各区に配置し、保護者のニーズと必要な保育サービス等を適切に結びつけ、待機児童の解消と子育て家庭へのサービス向上を図ります。
 (18区：33人)
- 5 支給認定及び給付費の支給に関する事務<拡充>** **9億3,863万円**
 (1) 支給認定及び給付費の支給
 新制度の事務を集中化し、利用者向けコールセンターや事業者向けヘルプデスクを設置することにより、利用者・事業者の支援と効率的な事務執行を図り、円滑に制度を運営します。
 (2) 子育てワンストップサービスの導入準備<新規>
 国が導入を予定している、マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスについて、準備を進めます。
- (以下は新制度外の事業)
- 6 賃借料補助事業** **1億3,059万円**
 賃借物件の建物、土地の補助等を行うことにより、保育所の設置を促進し、待機児童の解消を図ります。重点整備地域では、補助率を2/3、補助期間を10年間に上乗せします。
- 7 年度限定保育事業<拡充>** **3億1,680万円**
 認可保育所等の空きスペースを活用し、保育所等を利用できなかった1・2歳児で「保留となった児童」を対象に年度を限定して保育します。事業実施保育所に対して運営費の一部を助成します。
 ○ 市民税額負担区分に応じた利用料の2段階設定：月額上限4万円、6万円
 (実施見込か所数：74か所)
- 8 市立保育所民間移管事業** **7,146万円**
 30年度移管予定園の引継ぎ・共同保育、31年度移管予定園の移管先法人選考等を実施するとともに既移管園へのアフターフォローを実施します。
- 9 保育料納付促進事業** **1,885万円**
 保育料納付指導員による催告・納付指導などに加え、電話納付案内センターから初期滞納者への納付案内を行うことで、早期の未納解消に努めます。
- 10 給食食材放射線測定事業** **2,146万円**
 市立保育所、民間保育所、横浜保育室、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等において、児童が喫食する前に、必要な検査を継続して実施します。
- 11 横浜保育室助成事業** **46億446万円**
 本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況等を踏まえて横浜保育室として認定した施設に助成し、一定の保育水準の確保、保護者負担軽減を図ります。
 (1) 施設数：84か所
 (2) 定員数：3,060人
 (3) 主な助成内容
 ア 基本助成費(児童1人あたり月額)：82,400円～83,900円(平均82,900円)
 イ 認可移行準備加算(児童1人あたり月額)
 認可保育所等を目指して移行計画を策定した横浜保育室に対し、保育士の配置に応じて加算。
 (ア) 国の配置基準を満たした施設 : 7,800円
 (イ) 本市の配置基準を満たした施設 : 21,000円
 (4) 保育料：58,100円(月額上限)
 一定の所得以下の利用者について、保育料を所得に応じて最大50,000円軽減
 ○ 保育料軽減助成額：10,000円～50,000円(軽減後保育料上限 8,100円～48,100円)

5	多様な保育ニーズへの対応	
	本年度	千円 4,063,229
	前年度	3,553,019
	差引	510,210
本年度の財源内訳	国	499,280
	県	323,923
	その他	51,066
	市費	3,188,960

事業内容

多様な保育ニーズに対応するため、保育所等での一時保育、幼稚園での一時預かり、休日保育、病児保育等を推進します。

- 1 一時預かり事業<拡充> 35億2,296万円**
 (1) 保育所等での一時保育<拡充> 10億7,844万円
 就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病等による緊急時の保育、保護者の育児不安の解消や負担軽減の保育などのため、保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、横浜保育室で一時保育を実施します。

内訳	平成28年度	平成29年度
民間保育所	358か所	387か所
市立保育所	48か所	48か所
幼保連携型認定こども園	8か所	8か所
小規模保育事業	10か所	29か所
横浜保育室	84か所	68か所
計	508か所	540か所

- (2) 乳幼児一時預かり事業(再掲)<拡充>【14ページ参照】 2億9,512万円
 育児に対する負担感や不安の軽減と、短時間の就労をされている方の保育ニーズを満たすため、認可外保育施設や、小規模保育事業を実施する場所に併設して、一時預かり事業を実施します。

- 8時間実施施設：継続10か所 141人
- 11時間実施施設：新規1か所、継続11か所 180人

- (3) 私立幼稚園等預かり保育事業<拡充> 20億4,249万円
 保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図るため、保護者の就労や病気などにより保育を必要とする在園児を対象に、常態的に長時間の預かり保育を実施します。

- 実施園数：194園

- (4) 私立幼稚園等一時預かり補助事業<拡充> 1億691万円
 地域の子育て支援の向上を図るため、常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応します。

- 実施園数：91園

2 休日保育(一部再掲) 7,753万円

日曜、祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施します。

	平成28年度	平成29年度
実施か所	11か所	11か所

3 病児・病後児保育事業<拡充> 3億9,248万円

病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。

	病児保育	病後児保育
実施か所	21か所(新規2か所)	4か所
実施場所	医療機関に併設	保育所に併設
対象者	他の児童との集団保育が困難な病気の生後6か月～小学生までの児童	病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な生後6か月～小学生までの児童

4 24時間型緊急一時保育事業 7,026万円

保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間365日対応可能な一時保育を実施します。

- 実施か所 3か所

6	保育所等業	
	本年度	千円 5,221,177
	前年度	4,900,296
	差引	320,881
本年度の財源内訳	国	2,730,880
	県	261,492
	その他	102,479
	市費	2,126,326

事業内容

待機児童解消に向け、必要な保育所や幼保連携型認定こども園の整備等を進めます。

- 1 **保育所の整備<拡充>** 27億266万円
 - (1) 新設<拡充> 19億4,301万円
公有地貸付や民間ビル等の内装整備の費用を補助すること等により、22か所の整備(定員増計1,655人)を行います。
また、市有地にある民間保育所(緑区中山町)の移転に向けた調査を行います。
 - (2) 老朽改築<拡充> 7億5,965万円
民間保育所の老朽化に伴う改築について、29年度中に完了予定の4か所(定員増計24人)のほか、新たに3か所着手します。
- 2 **認定こども園の整備<拡充>** 12億9,767万円
既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行に伴い、必要となる建設費用や既存施設の内装整備の費用を補助すること等により、13か所の整備(定員増計399人)を行います。
- 3 **横浜保育室の認可移行支援<拡充>** 7億890万円
新制度の給付対象施設(認可保育所)を目指す横浜保育室について、認可保育所の基準を満たすための改修費等を補助し、17か所の認可移行(定員増計329人)を支援します。

- 4 **地域型保育事業の整備<拡充>** 4億2,509万円
建物の建設費用や民間ビル等の内装整備の費用を補助することにより、小規模保育事業について、52か所の整備(定員増計862人)を行います。(横浜保育室からの移行を含む。)
さらに、家庭的保育事業について、3か所の整備等(定員増計13人)を行います。

- 5 **保育所等防犯対策強化事業<新規>** 8,686万円
非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置・修繕など、保育所の防犯対策強化等を図るための補助等を行います。

【平成29年度 新規整備量内訳】

整備内容	箇所数	増減(人)
1 保育所の整備	26	1,679
(1) 新設	22	1,655
公有地貸付	2	240
法人所有地	2	120
民間ビル等の内装整備	18	1,015
自主財源整備	—	280
(2) 老朽改築	4	24
28年度からの継続分	4	24
30年度以降完了事業	(3)	—
2 認定こども園の整備	13	399
幼保連携型認定こども園の整備	6	294
新設	6	294
30年度以降完了事業	(2)	—
幼稚園型認定こども園の整備	7	105
3 横浜保育室の認可移行支援	17	329
認可保育所の定員増	17	1,020
横浜保育室の定員減	—	△ 691
4 地域型保育事業の整備	56	885
小規模保育事業の整備	52	862
家庭的保育事業の整備	3	13
事業所内保育事業の整備	1	10
その他	6	△ 250
横浜保育室から小規模保育事業への移行による減	—	△ 352
私立幼稚園等預かり保育	6	102
合計	118	3,042

※地域ごとのニーズに合わせた定員構成の見直し等により、全市的な受入枠は2,504人増になります。

7	保育・教育の 質向上・ 保育士等確保策	
	本年度	千円 1,069,842
	前年度	767,359
	差引	302,483
本年度の 財源内訳	国	632,567
	県	100
	その他	1,607
	市費	435,568

事業内容

子どもの豊かな育ちを保障するため、保育・教育の質の維持・向上を目指し、保育資源に対応した人材育成の体制を整備する等、従来の研修や研究について改善を図ります。
また、保育・教育の基盤となる保育士・幼稚園教諭・保育教諭の確保を図る施策を推進していきます。

1 保育・幼児教育の質向上の仕組みづくり<拡充> 5,974万円

(1) 園内研修・研究の取組の支援<拡充>

ア 園内研修・研究サポーターの派遣<拡充>

新設の保育所等全園を対象に、保育・教育分野の有識者等を園内研修・研究サポーターとして派遣し、園内での研修・研究を通じた各園の人材育成や課題解決の取組を支援します。

イ 園内研修・研究を推進する人材育成

主に既設園を対象とし、園の状況に応じた効果的な研修・研究を園内で中心となって実施できる人材を育成するため、研修の手法を学び実践する研修を実施します。



【公開保育】



【園内研修リーダー育成研修】

(2) 保育・教育の質向上の推進に向けた検討

保育・教育の質の維持・向上に向けた取組内容や推進体制等について学識経験者や保育・教育関係者等の助言をもとに検討します。

(3) 第三者評価・自己評価の取組の推進（一部再掲）

認可保育所等の「第三者評価」の受審費を助成します。また、自園の保育・教育を振り返り改善する「自己評価」の取組を推進し、専門性の向上を図ります。

2 保育・幼児教育の研修事業

(1) 保育・幼児教育職員等研修

7,125万円

保育所、幼稚園、認定こども園、横浜保育室、小規模保育事業、事業所内保育事業及び家庭的保育事業等の職員を対象とした研修を推進します。職員一人ひとりが仕事に対する誇りを持ち続け専門性や実践力の向上を図れるよう、研修を実施します。

また、18区で地域の課題に即した研修を開催します。

○ 局主催の研修：48講座・105回開催（定員：14,584人）

(2) 幼保小連携・接続に関する研修

幼児期の保育・教育と小学校教育の円滑な連携・接続を目指し、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等の職員を対象に接続期研修会等を行い、園と学校の相互理解を深めます。

また、18区で教育交流事業を実施し、園と学校の交流を推進するとともに、保護者・地域の教育力向上を目指した講演会を開催します。

○ 接続期研修会：4回開催（参加見込者数：1,200人）

3 保育・幼児教育の研究事業

1,663万円

(1) 保育・幼児教育研究

日々の保育実践を通して明らかになった課題について、保育・教育の望ましいあり方を探る研究に取り組み、職員の実践力を高めていきます。

さらに、保育所や幼稚園でこれまで行われてきた研究を基盤に、公開保育や実践研究発表等を支援し、保育・教育に携わる職員が共に学び合う機会を拡充します。

○ 局主催の研究：11講座・45回開催（定員：1,442人）

(2) 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関する研究事業

保育所保育指針、幼稚園教育要領、学習指導要領等が改訂されることから「育ちと学びをつなぐ～横浜版接続期カリキュラム～」を改訂します。

また、幼保小連携推進地区において実践研究を行い、育ちと学びをつなぐ効果的な事例を発信します。

○ 幼保小連携推進地区事業：36地区で研究推進

（参加見込数：120園・校）



「育ちと学びをつなぐ・
～横浜版接続期カリキュラム～」

4 保育資源ネットワーク構築事業の充実

1,799万円

保育・教育の質の向上と地域子育て支援の充実を目的とした保育資源ネットワーク構築事業を実施し、これまで構築したネットワークを活用しながら、保育資源間の連携を推進します。

- 保育資源・・・認可保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、横浜保育室、認可外保育施設、地域子育て支援に関わる施設（地域子育て支援拠点等）等
- 実施内容・・・保育資源間での保育・教育に関する実践研修や公開保育の協働実施、情報交換・ノウハウの共有化の推進等

5 保育士・幼稚園教諭・保育教諭等の確保<拡充>

9億423万円

(1) 保育士・保育所支援センター事業

保育士確保策を強化するため、保育士・保育所支援センターを県、政令市、中核市と共同運営し、求職者の相談、就職先の紹介を行います。

あわせて、センターが所有する保育士情報を活用しながら、本市の保育士確保に繋がる様々な取組をさらに充実します。

(2) 就職支援講座・就職面接会

保育士資格を持ちながらも、現在、保育士として働いていない、いわゆる潜在保育士を主な対象として、専門職としての知識・技術及び最新の保育状況等を学び、保育施設へのスムーズな就職につなげることを目的として、講義と現場実習を行う就職支援講座を開催します。

また、私立保育園園長会や幼稚園協会、ハローワークと連携して、保育・教育施設の運営事業者等が参加する就職面接会を開催します。

- 就職支援講座：実施回数 5回
- 就職面接会：実施回数 6回



【保育士就職面接会の広告】

(3) 保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業

保育所等が雇用する保育士資格を有していない保育従事者が、保育士資格を取得するために要した受講料及び代替保育従事者の雇用費等の補助を行います。

また、幼保連携型認定こども園における保育教諭確保を目的とする特例制度を活用した、保育士資格及び幼稚園教諭免許を取得するために要した受講料等の補助を行います。

さらに、保育士試験により資格取得を目指す市内保育施設従事者を支援するために、保育士資格試験直前対策講座を開催します。

(4) 保育士宿舍借り上げ支援事業<拡充>

市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舍を借り上げるための補助を行います。(申請見込件数：1,412戸)

- 補助基準額：1戸あたり 上限月額 82,000円
- 補助対象期間：10年間
- 申請受付期間：通年

(5) 保育士修学資金貸付事業【参考】

市内保育所等で従事する意向のある保育士養成施設卒業予定者に対して、貸付を実施します。なお、卒業後市内保育所等で5年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。

- 貸付対象数：50人
- 貸付金額：月額5万円以内(12か月：60万円)
- ※ 27年度国補正で措置された国費を活用し、28年度予算において、3か年分の予算計上を行っている事業(実施期間：28年度から30年度まで)

(6) 潜在保育士再就職支援貸付事業【参考】

市内保育所等に従事することが決定した潜在保育士に対して、就職準備金の貸付を実施します。なお、市内保育所等で2年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。

- 貸付対象数：40人
- 貸付金額：20万円(1回を限度)
- ※ 27年度国補正で措置された国費を活用し、28年度予算において、3か年分の予算計上を行っている事業(実施期間：28年度から30年度まで)

8 幼児教育の支援		
本年度	千円 7,637,722	
前年度	7,536,549	
差引	101,173	
本年度の財源内訳	国	1,574,761
	県	35,636
	その他	1,601
	市費	6,025,724

事業内容

私立幼稚園の園児の保護者負担軽減を図る就園奨励補助や私立幼稚園等が実施する預かり保育、特別支援教育費等の補助、保育・教育の質の向上に向けた研修・研究事業を行います。

1 私立幼稚園就園奨励補助事業(一部再掲)＜拡充＞【10ページ参照】 **50億1,594万円**

私学助成を受ける幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担軽減を図るため、保育料の一部を補助します。

また、市民税非課税世帯等の多子世帯及び市民税所得割額77,100円以下世帯について、更なる負担軽減を図ります。

区分	市民税額	対象園児 分布率(%)	29年度補助単価(円)(年額)	
			ひとり親世帯等以外	ひとり親世帯等
A	生保	0.08	308,000()	308,000()
B	非課税	3.45	272,000()	308,000()
C	所得割非課税	0.42	272,000()	308,000()
D	77,100円以下	6.28	139,200()	272,000()
E	211,200円以下	44.86	107,200(45,000)	107,200(45,000)
F	211,200円超	44.91	48,000(48,000)	48,000(48,000)

※子ども2人世帯で、第1子が在園している場合。
()内は市単独分

2 私立幼稚園等預かり保育事業(一部再掲)＜拡充＞【17ページ参照】 **20億4,249万円**

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労や病気などにより保育を必要とする在園児を対象に、常態的に長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。また、認定こども園や給付対象の幼稚園への移行を支援します。

(園数：194園、月平均利用人数：6,286人)

＜移行支援策＞

- ①認定こども園への移行を目指す幼稚園及び認定こども園で、預かり保育従事者が全て有資格者の場合、有資格者加算補助(121園)
- ②幼稚園型認定こども園への移行を目指す園に対する防災対策等の整備費助成(7園)
- ③給付対象の幼稚園・認定こども園における保護者利用料を世帯収入等に応じて負担軽減

3 私立幼稚園等一時預かり補助事業(再掲)＜拡充＞【17ページ参照】 **1億691万円**

地域の子育て支援の向上を図るため、常態的に長時間の預かり保育を必要としない在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに対応します。

(園数：91園、年間延べ利用人数：121,572人)

4 特定教育・保育施設移行園保護者負担軽減補助事業 **5,518万円**

給付対象の幼稚園・認定こども園において、移行により継続利用園児の保育料が増えた場合に、移行前の保育料との差額相当分を補助する経過措置を行い、保護者負担を軽減します。

5 私立幼稚園等補助事業 **1億2,660万円**

幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び向上を図り、もって幼児教育の健全な発展に役立てます。
(対象園：280園)

6 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業 **9,500万円**

私学助成を受ける幼稚園や幼稚園類似幼児施設に在園する障害児に対する教育が、障害の種別・程度などに応じて適切に行われるよう、その経費の一部を補助し、障害児の教育に役立てます。
(対象者：475人、補助単価：上限20万円/人・年)

7 私立幼稚園等施設整備費補助事業 **3,000万円**

1件200万円以上の園舎修繕工事について一部を補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を確保します。
(対象園：30園、補助額：上限100万円)

8 保育・幼児教育の質の向上(再掲)＜拡充＞【19ページ参照】 **1億6,561万円**

子どもの豊かな育ちを保障するため、保育・教育の質の維持・向上を図ります。新制度施行に伴い、従来の研修や研究について改善を図るとともに、多様な保育資源に対応した人材育成の研修や研究体制を整備していきます。(①保育・幼児教育の質向上の仕組みづくり、②保育・幼児教育の研修事業、③保育・幼児教育の研究事業、④保育・教育の質の向上と地域子育て支援の充実を目的とした保育資源ネットワーク構築事業の充実)

9	放課後の居場所	
	本年度	千円 7,935,499
	前年度	7,285,353
	差引	650,146
本年度の財源内訳	国	2,312,462
	県	1,540,945
	その他	1,721
	市費	4,080,371

事業内容

すべての子どもたちに、豊かな放課後を過ごせる場所と機会を提供するため、すべての小学校で「はまっ子ふれあいスクール」から「放課後キッズクラブ」への転換を進めるとともに、「放課後児童クラブ」に対する支援を推進します。「放課後キッズクラブ」への転換までは、「はまっ子ふれあいスクール」を、引き続き実施します。

また、放課後児童健全育成事業における障害児の受入れ体制の強化を図るための補助を拡充するとともに、放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善を図るための補助を新設します。

1 放課後児童育成事業<拡充> 79億413万円

(1) 放課後キッズクラブ事業 <拡充> 41億6,158万円

学校施設等を活用し、留守家庭児童を含むすべての児童を対象にして、安全で快適な放課後の居場所を確保し、児童の健全な育成を行います。横浜市子ども・子育て支援事業計画に基づき31年度末までに全ての小学校の「はまっ子ふれあいスクール」を「放課後キッズクラブ」へ転換します。

ア 運営か所数

205か所（新規42か所と合わせH29年度末に247か所）

イ 対象児童

原則として、当該実施校に通学する小学生で、利用を希望する児童

ウ 開所日

毎週月曜日から土曜日まで（日曜、祝日、年末年始を除く）

エ 開所時間

平日：放課後～19時
土曜日・長期休業日等：8時30分～19時

(2) はまっ子ふれあいスクール事業 11億3,584万円

学校施設を活用して、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童の創造性や自主性、社会性を養い、健やかな成長を支援します。

ア 運営か所数 140か所（うち42か所は年度内にキッズクラブへ転換。転換後98か所）

※ 特別支援学校5か所含む

イ 対象児童 原則として、当該実施校に通学する小学生で参加を希望する児童

ウ 開所日 毎週月曜日から土曜日まで（日曜、祝日、年末年始を除く）

エ 開所時間 平日：放課後～18時【充実型】放課後～19時

土曜日・長期休業日等：9時～18時【充実型】8時30分又は9時～19時

(3) 放課後児童クラブ事業<拡充> 26億671万円

ア 放課後児童クラブの運営支援<拡充>

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる、児童の保護及び遊びを通じた健全育成を行います。

(ア) 運営か所数 231か所（新規4か所、継続227か所）

(イ) 対象児童 市内在住の小学生の留守家庭児童で、入会を希望する児童

(ウ) 開所日 毎週月曜日から土曜日まで（日曜、祝日、年末年始を除く）

(エ) 開所時間 平日：放課後～19時（クラブによって延長あり）

土曜日・長期休業日等：9時～19時（クラブによって延長あり）

イ 放課後児童クラブの移行支援<拡充>

(ア) 分割・移転準備補助（移転（面積）20か所、移転（耐震）12か所）

面積基準及び耐震基準を満たすため、クラブの分割・移転についての費用を補助します。

耐震に係る移転費の補助を半額補助（上限160万円）から全額補助（上限250万円）に拡充します。

(イ) 基準適合のための家賃補助

分割・移転：分割・移転先の家賃補助上限額を、月額15万円から20万円に増額します。

63か所（新規32か所、継続31か所）

分室：新たに確保した活動場所の家賃を、月額15万円を上限に追加補助します。

6か所（新規1か所、継続5か所）

2 プレイパーク支援事業 ※環境創造局との共管事業 3,137万円

地域主体で、公園の一部を「子どもの自由な遊びの場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

(1) 支援対象 24か所

(2) 開催日時 週4回～月1、2回、概ね10時～17時（実施場所及び季節により異なる）

(3) 支援内容 プレイリーダーの派遣・人材養成、コーディネーターの派遣等

10	すべての子ども・若者の健全育成の推進	
	本年度	千円 613,028
	前年度	601,811
	差引	11,217
本年度の財源内訳	国	—
	県	874
	その他	19,982
	市費	592,172



【青少年の地域活動拠点の活動】

事業内容

地域の環境づくりをはじめ、団体支援や青少年関係施設の運営等により、すべての子ども・若者の健全育成の推進に取り組みます。

1 青少年を育む地域の環境づくり<拡充> 1億5,434万円

(1) 社会環境改善事業
青少年を取り巻く有害環境対策の一環として、有害図書類の適切な区分陳列対策などの社会環境改善事業を実施します。

(2) (公財) よこはまユース補助事業
ア 地域における子ども・若者の育成、自立に関する啓発講座の実施
イ 青少年の居場所の活動支援(2区)
ウ 自然・社会体験活動機会の提供
エ 青少年の支援に関わる人材の育成等

(3) 青少年の地域活動拠点づくり事業<拡充>
ア 青少年の地域活動拠点づくり事業<拡充>
中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や異世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動を行う、青少年の地域活動拠点を実施します。
(新規:1か所)

イ 青少年の交流・活動支援事業
青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健全な成長を支援し、社会参画に向かう力を育成するため、青少年の交流・活動支援事業を実施します。

ウ シニアパワーの活用による子育て支援推進事業<新規>【区】
青葉区において、スキルを持つシニア人材と中・高校生が協働で青少年の社会参画を促す体験活動を実施します。
※【区】は、地域課題解決のため区の財源を活用し、局が予算を編成・執行する「区局連携促進事業」

(4) 道志村自然体験推進事業
青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との友好交流の機会を促進するため、道志村における青少年の自然体験活動の推進を図ります。
ア 18歳以下の横浜市民を対象に、道志村内のキャンプ場の施設使用料を助成等
イ 道志村の児童を対象に、1泊2日で横浜市へ受入れ

2 青少年育成に携わる団体等の支援 572万円

(1) 地域において青少年育成に取り組む青少年指導員の活動支援

ア 委嘱人数
2,696人(平成29年4月1日現在)

イ 事業内容
青少年指導員大会、研修会、全市一斉統一行動パトロール、統一行動キャンペーン、社会環境実態調査等

(2) 横浜市子ども会連絡協議会等の青少年関係団体や横浜市保護司会協議会への補助

3 青少年関係施設の運営等 4億5,004万円

青少年施設及び野外活動施設の管理運営を行います。

○所管施設： 横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター
横浜市青少年野外活動センター(三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園)

4 横浜市子ども・若者支援協議会の運営 293万円

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営します。

また、子ども・若者の生活状態や困難を抱える若者の課題等を把握するため、「横浜市子ども・若者実態調査」を実施します(前回実施:平成24年度)。

11	困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実	
	本年度	千円 422,690
	前年度	386,955
	差引	35,735
本年度の財源内訳	国	115,899
	県	1,458
	その他	2,162
	市費	303,171

事業内容

青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱える子ども・若者の自立支援施策の充実に取り組みます。

また、支援につながっていない若者を自立支援機関などにつなげていくために、新たに、区役所において定期的な専門相談を実施します。

1 青少年相談センターにおける相談・支援事業 4,963万円

青少年及びその保護者を対象に総合相談や社会参加に向けた継続支援を行います。また、若者支援を担う人材や団体の育成に取り組みます。

- (1) 個別相談・支援（電話、来所、訪問）
- (2) 集団支援（グループ活動、宿泊体験、家族支援等）
- (3) 社会参加体験事業（販売体験、作業体験等）
- (4) 関係機関等との連携促進及び若者支援者への研修等

2 地域ユースプラザ事業(一部再掲)＜拡充＞【10ページ参照】 1億3,001万円

地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」の運営費を補助します。

また、新たに、地域ユースプラザ職員を定期的に派遣し、区役所に専門相談の窓口を設置します(全区で実施・月2回)。

- (1) 運営か所 4か所
- (2) 事業内容

ア 地域における総合相談（電話相談、来所相談等）

イ 区役所におけるひきこもり等の困難を抱える若者の専門相談の実施＜新規＞

ウ ひきこもり状態からの回復期にある青少年の居場所の運営

エ 社会体験・就労体験プログラムの実施

オ 地域の関係支援機関・区役所とのネットワークづくり

カ 応援パートナーの養成・派遣 ＜社会福祉基金を活用＞



地域ユースプラザの活動

3 若者サポートステーション事業 4,633万円

職業的自立に向けた相談支援等を行う「若者サポートステーション」の運営費を補助します。

- (1) 運営か所 2か所
- (2) 事業内容

就労に困難を抱える若者及びその保護者を対象として

ア 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練

イ 経済的に支援が必要な若者に対する職業資格取得支援 ＜社会福祉基金を活用＞

4 生活困窮状態の若者に対する相談支援事業 6,804万円

若者サポートステーションに相談員を配置し、生活困窮状態にある若者に対する職業的自立に向けた相談支援を委託により実施します。また、高等学校等への出張相談を実施します。

5 よこはま型若者自立塾 3,792万円

ひきこもりや無業状態にある若者の社会的・経済的自立を支援する「よこはま型若者自立塾」の運営費を補助します。また、生活困窮状態にある若者に対する長期・継続型訓練を委託により実施します。

○事業内容 共同生活による以下の生活改善プログラムを実施

ア 合宿型による、地域でのボランティア活動等を通じた訓練

イ 専用施設における農業を通じた長期・継続型訓練

6 寄り添い型生活支援事業(再掲)＜拡充＞【10ページ参照】

9,076万円

養育環境に課題がある、あるいは生活困窮状態にあるなど、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、こども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、生活・学習支援等を委託により11区で実施します。 (新規：3区)

○既実施区：鶴見区、西区、中区、旭区、金沢区、栄区、泉区、瀬谷区

12		地域療育センター 関係事業	
本年度		千円 3,288,178	
前年度		3,266,444	
差引		21,734	
本年度の 財源内訳	国	50,874	
	県	25,435	
	その他	121	
	市費	3,211,748	



【療育センターにおける療育訓練の様子】

事業内容

0歳から小学校期までの障害児の療育に関する専門機関、地域における中核機関として地域療育センターの運営を行います。
また、発達障害のある児童への対応等に関する小学校教職員への支援や発達障害児を対象とした通所支援事業を実施します。

1 地域療育センター運営事業<拡充> 27億7,736万円

申込件数の増加に対応するため、「原則として申込後2週間以内の相談員による面談」や、初期の療育支援の場として親子で参加する「広場事業」などを実施し、早期に保護者の不安軽減に努めるとともに支援の円滑化を図ります。

特に申込件数が多い東部地域療育センターについて、担当区域の鶴見駅近郊に相談場所を新設し、相談員を増員します。

(1) センター一覧及び予算内訳

(単位：千円)

センター名		運営法人等	本年度予算
1	南部地域療育センター	指定管理者：(福)青い鳥	361,308
2	中部地域療育センター		394,730
3	東部地域療育センター		426,789
4	戸塚地域療育センター	指定管理者： (福)横浜市リハビリテーション事業団	326,702
5	北部地域療育センター		305,140
6	西部地域療育センター		376,664
7	地域療育センターあおば	民設民営：(福)十愛療育会	282,147
8	よこはま港南地域療育センター	民設民営： (福)横浜市リハビリテーション事業団	303,879
計			2,777,359

※ 総合リハビリテーションセンターでも同様のサービスを提供しています。

(2) サービス内容

相談・地域サービス部門	福祉保健センターが行う療育相談へのスタッフ派遣、保育所や幼稚園などの関係機関への巡回訪問による技術支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援等
診療部門	診断、検査、評価、訓練指導等
通園部門	児童発達支援センター(知的障害児) 医療型児童発達支援センター(肢体不自由児)での療育訓練

2 地域療育センター学校支援事業 1億4,431万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターの専門スタッフが小学校を訪問し、主として発達障害のある児童への学校内での対応に関する研修や教職員への支援を行います。
(実施か所：9か所)

(1) 小学校教職員を対象とした研修

一般学級・個別支援学級担任教諭、特別支援教育コーディネーター等への障害に関する研修の実施、学校が企画した研修等への協力

(2) 小学校教職員への技術的支援

児童とのコミュニケーションのとり方、掲示物などの表示方法や教室内の環境設定、教材の活用方法等に関する助言など

3 地域療育センター発達障害児通所支援事業 3億6,651万円

地域療育センター及び総合リハビリテーションセンターが運営する児童発達支援事業所において、主として知的に遅れのない発達障害児を対象に集団療育を行います。
(実施か所：9か所)

13	在宅障害児及び施設利用児童への支援		事業内容
	本年度	千円 10,580,560	<p>障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児への医療的ケア等を実施します。</p> <p>1 障害児通所支援事業<拡充> 76億9,394万円</p> <p>(1) 障害児通所支援事業<拡充> 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。 ○ 放課後等デイサービスの事業所数（29年度末見込）245か所 ○ 放課後等デイサービスの利用児童人数（29年度末見込）8,649人</p> <p>(2) 障害児通所支援研修等事業 障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、事業所向けに研修を実施します。 「横浜市版放課後等デイサービスガイドライン」に基づく運営や虐待防止等の基本的事項、児童や保護者に対する適切な支援の方法について、グループワークや実地研修を通じて学び、理解を深めます。</p>
	前年度	9,064,419	
	差引	1,516,141	

本年度の財源内訳	国	4,670,727
	県	1,975,712
	その他	13,512
	市費	3,920,609

2 学齢後期障害児支援事業 1億1,818万円

学齢後期(中学・高校生年代)の発達障害の児童を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、通学先学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を行います。

- (1) 実施機関
- 小児療育相談センター（所在地：神奈川区）
 - 横浜市総合リハビリテーションセンター（所在地：港北区）
 - 学齢後期発達相談室くらす（所在地：港南区）

3 メディカルショートステイシステム事業 2,988万円

常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。<協力医療機関10病院>

4 医療環境整備事業 201万円

医療的ケアを要する重症心身障害児者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者によるネットワーク連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。
 また、重症心身障害児者のかかりつけ医から三次医療機関までのネットワーク構築に向けて検討を行います。

5 障害児入所支援事業等 22億9,893万円

障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出します。<見込み人数：264人>
 また、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。
 さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。

6 障害児施設の再整備 4億3,762万円

施設の老朽化及び多様化する障害児の支援ニーズに対応し、より望ましい生活環境を確保するため、社会福祉法人が行う施設の再整備に対し、建設費等の助成を行います。

【施設概要】

整備内容	運営法人	所在	定員	しゅん工予定
福祉型障害児入所施設「ぼらいと・えき」（旧なしの木学園）再整備	社会福祉法人ル・プリ	泉区	70人 （長期60人・短期10人）	平成29年度

※ これまで「ぼらいと・えき」を運営していた（福）試行会は、（福）くるみ会・（福）杜の会と合併し、29年4月1日から（福）ル・プリとなりました。

14	児童虐待の防止	
	本年度	千円 2,179,045
	前年度	1,868,234
	差引	310,811
本年度の財源内訳	国	504,923
	県	74,866
	その他	23,131
	市費	1,576,125

事業内容

「横浜市子供を虐待から守る条例」（平成26年6月制定）及び児童福祉法等の改正（平成28年6月公布）を踏まえ、児童虐待防止への取組を充実します。

1 児童相談所の運営と機能強化 12億418万円

児童福祉法の改正を踏まえ、児童相談所の体制を強化するとともに、人材の育成に取り組みます。

- (1) 児童相談所の管理運営
 - 4か所の児童相談所で、相談や調査・指導、児童の一時保護等を実施します。
- (2) 児童虐待防止対策事業
 - 児童虐待の早期発見・早期対応、再発防止や深刻化防止のため、関係機関と協力して在宅支援の強化や日常生活の福祉の向上等に取り組みます。
 - ア よこはま子ども虐待ホットラインの運営
 - 24時間365日専門の電話相談員が児童虐待の相談・通告に対応
 - イ 児童虐待の相談・通告への対応
 - 中央児童相談所に緊急対応の職員を配置し、夜間・休日における児童虐待の相談・通告に迅速に対応
 - ウ 弁護士、医師等の専門家による助言等
 - 支援が困難な事例に対して、専門家による法的・医学的助言等を受け、支援を強化
 - エ 未成年後見人への助成
 - 児童相談所長が選任請求し、家庭裁判所に認められた未成年後見人に対する助成（29年度対象児童見込数：7人）
- (3) 児童相談所における人材の育成
 - 児童相談所職員等を対象とした、医師・大学教授等の外部専門講師による研修の充実などにより、虐待対応等の援助技術の向上を図ります。また、児童福祉法の改正に対応するため、児童福祉司任用研修、スーパーバイザー研修、里親支援のための研修等を実施します。



2 児童虐待防止啓発、地域等との連携 2,305万円

- (1) 児童虐待防止の広報・啓発と人材育成
 - 「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11月の児童虐待防止推進月間、及び毎月5日の子供虐待防止推進の日を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報・啓発事業を身近な地域でさらに進めます。
 - また、児童虐待に対応する職員や関係機関の人材育成を推進します。
- (2) 区の要保護児童対策地域協議会の機能強化
 - 各区において、地域の要保護児童の把握、情報交換、支援について検討・協議を行う要保護児童対策地域協議会の強化、適切かつ組織的な支援と関係機関との連携促進を図ります。
 - また、要保護児童対策地域協議会の調整機能の向上を図るため、専門家による研修等の人材育成を行います。
- (3) 医療機関との連携強化
 - 横浜市児童虐待防止医療ネットワーク（YMN）会議の開催や研修等を行い、医療機関との連携強化の充実を図ります。

3 家庭訪問の充実 2億1,183万円

- (1) 育児支援家庭訪問事業(区)(再掲)【12ページ参照】
 - 区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員（看護職嘱託員・アルバイト）が、子育ての不安や孤立感を抱え継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し、安定した養育ができるよう支援します。
 - （延べ訪問見込件数：5,432回）
- (2) 養育支援家庭訪問事業（児童相談所）
 - 児童虐待の再発防止等に向け、児童の養育について問題を抱える家庭に、児童相談所から養育支援家庭訪問員（社会福祉主事等）や養育支援ヘルパーを派遣し、相談や家事支援を行います。
 - （養育支援家庭訪問員：8名、ヘルパー派遣予定回数：29年度、7,118回）

4 発生予防の取組<拡充>

3億8,079万円

各種事業の実施や提供を通じ、児童虐待の発生予防、早期発見等に取り組みます。

(1) 母子保健事業の充実(区)(再掲)<拡充>【11ページ参照】

ア 妊婦健康診査事業
妊婦健診について、母子健康手帳交付時に受診勧奨するとともに、その費用の一部を補助します。

イ 産婦健康診査<新規>

産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成します。(延べ見込人数：30,198人)

ウ 乳幼児健康診査事業(未受診者対策)

乳幼児健診等の受診状況を「母子保健システム」で確認し、迅速に受診勧奨を行うとともに相談支援を実施します。また、未受診者の状況把握を進めます。

(2) 妊娠・出産サポート事業(再掲)<拡充>【12ページ参照】

ア 妊娠・出産相談支援事業

予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメールで気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営します。妊娠早期からの相談支援を充実させ、児童虐待の予防につなげます。(10:00~22:00 365日開設)

イ 産後母子ケア事業

心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所等を活用し、母子デイケア・ショートステイサービスを提供することにより、産後の支援を充実し、育児不安の早期解消を図ります。(延べ利用見込者数：212人、延べ利用見込日数：988日)

ウ 訪問型母乳相談<新規>

産後間もない時期に起こりやすい授乳トラブルや母乳育児への不安の解消に向け、外出が難しい産婦の家庭を助産師が訪問し、乳房マッサージや具体的な相談対応を行います。(利用見込者数：62人、延べ利用見込件数：186件)

エ 産後うつ対策事業<拡充>

産科等の医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援を行います。

区福祉保健センターで相談支援をした妊産婦で産後うつリスクがあった人を対象に、母子訪問指導員等が産後うつの早期発見・支援に向けた取組を行い、必要時には母子保健サービスの利用や精神科受診勧奨等の早期対応につなげます。(モデル実施：3区(南区・都筑区・泉区))

(3) 母子保健コーディネーターの配置(再掲)<新規>【12ページ参照】

子育て世代包括支援センターの機能として、区福祉保健センターに母子保健コーディネーター(仮称)を配置し、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や母子保健サービスの利用紹介等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図ります。(モデル実施：3区(南区・都筑区・泉区))

(4) 母子生活支援施設を活用した妊娠期支援事業<拡充>

養育に課題のある妊婦を母子生活支援施設に出産前から受け入れ、出産・育児の支援を実施します。(新規5か所+継続2か所)

5 児童・家庭への支援<拡充>

3億5,920万円

支援が必要な児童・家庭に対して、さまざまな機関や施設等で、支援や見守りを行います。

(1) 養育家庭支援機能の強化<拡充>

ア 横浜型児童家庭支援センター<拡充>

支援が必要な地域で生活する家族を、相談支援事業、子育て短期支援事業、区役所や児童相談所等の関係機関との連携により支援します。

また、利便性や児童養護施設等の設置状況から、施設併設型のみではなく、独立型の整備を実施します。(新規3か所+継続9か所)

イ 子育て短期支援事業<拡充>

家庭での養育が難しい場合、児童家庭支援センターや乳児院、児童養護施設で、ショートステイやトワイライトステイ等の短期的な預かりを実施します。(新規3か所+継続13か所)

(2) 保育所等での見守り強化

児童虐待の再発防止や深刻化防止のため、被虐待児を優先的に保育所等に入所させ、見守りを行うとともに、必要となる保育士の配置に要する経費の助成等を行います。

15		社会的養護の充実					
				本年度	千円	6,972,894	
				前年度		6,307,713	
				差引		665,181	
本年度の財源内訳	国	2,784,844					
	県	4,158					
	その他	51,000					
	市費	4,132,892					

事業内容

家庭での養育が困難な児童が、必要な支援を受けながら、落ち着いた環境の中で安心して安定した生活を送れるよう、社会的養護の充実に取り組みます。

また、里親や施設等に入所している児童の処遇向上のため、施設職員の処遇改善等による支援の充実及び専門性の向上を図ります。

1 児童福祉施設の整備 6億9,909万円

民間児童福祉施設耐震対策事業として、耐震対策が必要な施設の再整備等を進めます。29年度は「久良岐乳児院」、児童養護施設「子どもの園」の工事を実施します。

【施設概要】

整備内容	実施内容	所在区分	定員	しゅん工予定
「久良岐乳児院」再整備	工事	南区	30人	30年度
児童養護施設「子どもの園」再整備	工事	茅ヶ崎市	40人	31年度

2 里親推進事業<拡充> 2,836万円

里親制度を広く理解してもらうための広報啓発を行うとともに、里親を増やすための制度説明会等を実施します。

また、里親による児童受入の推進に向けて、里親認定を受けているものの、児童を受け入れていない里親を対象としたフォローアップ研修等を実施します。

さらに、里親会による研修開催や交流サロン等の活動等を通じて里親及び里子の支援を行います。

3 ファミリーホーム事業<拡充> 2億1,184万円

家族と離れて暮らす児童を、地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホーム事業を実施するとともに、新規ホーム開設の推進を図ります。
(新規1か所+継続6か所)

4 自立援助ホーム事業<拡充> 7,513万円

義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、共同生活の中で就業支援等を行い、自立と生活の安定に向けた援助を行います。
(新規1か所+継続5か所)

5 養育家庭支援機能の強化(再掲)<拡充>【28ページ参照】 2億5,780万円

(1) 横浜型児童家庭支援センター<拡充>

支援が必要な地域で生活する家族を、相談支援事業、子育て短期支援事業、区役所や児童相談所等の関係機関との連携により支援します。

また、利便性や児童養護施設等の設置状況から、施設併設型のみではなく、独立型の整備を実施します。
(新規3か所+継続9か所)

(2) 子育て短期支援事業<拡充>

家庭での養育が難しい場合、児童家庭支援センターや乳児院、児童養護施設で、ショートステイやトワイライトステイ等の短期的な預かりを実施します。
(新規3か所+継続13か所)

6 施設等退所後児童に対するアフターケア事業 2,957万円

児童養護施設等を退所した児童が、就職や進学等により社会で自立した生活を安定して送れるよう施設等の入所時点から相談、情報提供、就職・進学への支援、居場所の運営等を実施します。

また、確実な就職に向けた支援として、資格取得資金や大学進学等自立生活資金の給付、入学時の初年度納入金に対する資金援助を行い、経済的に進学が困難な児童を支援します。

<資格等取得支援事業に社会福祉基金を活用>

7 児童措置費等<拡充> 56億7,109万円

児童福祉法に基づき要保護児童を入所施設に措置した場合や里親等に委託した場合、また、母子家庭の母子生活支援施設への入所や妊産婦の助産施設への措置を行った場合に、施設の設定及び運営の基準を維持する費用を支弁します。

また、教育費等の加算や小規模グループケアの実施による児童の処遇向上、施設職員の業務内容に応じた加算等による専門性の向上を図ります。

16	ひとり親家庭等の自立支援	
	本年度	千円 169,522
	前年度	171,528
	差引	△ 2,006
本年度の財源内訳	国	106,453
	県	—
	その他	—
	市費	63,069

事業内容

ひとり親家庭に対して、就業支援や学習支援等の総合的な自立支援を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長の確保につなげます。また、次期「ひとり親家庭自立支援計画」（平成30年度～34年度）を策定します。

1 ひとり親家庭等自立支援事業(一部再掲)＜拡充＞【10ページ参照】 1億6,402万円

(1) 自立支援教育訓練給付金(再掲)＜拡充＞

主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、介護ヘルパーなどの教育訓練講座を受講した場合、受講料の一部を支給します（費用の6割、上限20万円）。雇用保険制度の一般教育訓練給付金（費用の2割、上限10万円）の支給を受けるひとり親に対しても、新たに差額を支給します。

(2) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及び子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、講座受講料の一部を支給します。
(受講費用の最大6割、上限15万円)

(3) 高等職業訓練促進給付金

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、3年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。また、修業修了時に修了支援給付金を支給します。

(4) 日常生活支援事業

ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員を派遣します。ただし、未就学児のいる家庭が就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合は、定期的な利用を可能とします。

(5) 母子家庭等就業・自立支援センター(ひとり親サポートよこはま)

ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、就労相談、弁護士等による専門相談などを、関係機関と連携しながら実施し、自立を支援します。

ひとり親家庭の親を対象に、専門家を活用した家計管理等の講習会や生活に関する相談、学習支援などを実施します。

(6) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(再掲)【参考】

高等職業訓練促進給付金の受給者に対して、入学準備金及び就職準備金の貸付を実施します。なお、資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間継続して従事した場合は返還を免除します。

○ 入学準備金：上限50万円

○ 就職準備金：上限20万円

※ 27年度国補正で措置された国費を活用し、28年度予算において、3か年分の予算計上を行っている事業（実施期間：28年度から30年度まで）

2 ひとり親家庭児童の生活・学習支援モデル事業(再掲)【10ページ参照】

550万円

ひとり親家庭の子どもに対して、食事の提供も含めた夕方以降の生活を支援し、ひとりで家にいることが多いひとり親家庭の子どもの基本的な生活習慣の習得と健全育成を図ります。

(モデル実施：継続2か所(鶴見区・瀬谷区))

3 寡婦(夫)控除のみなし適用

婚姻歴のないひとり親家庭が利用する子育てや福祉サービス等の受給判定及び負担額等の算定において、税法上の寡婦(夫)控除のみなし適用を実施し、対象家庭の経済的負担の軽減を図ります。

○ 対象事業：保育所保育料、日常生活支援事業等

17		DV対策事業	
本年度		千円 108,937	
前年度		109,293	
差引		△ 356	
本年度の財源内訳	国	15,146	
	県	15,146	
	その他	—	
	市費	78,645	

事業内容

DV被害者等が、安全で安心した生活を送ることができるよう、被害者の立場に立ち、相談、保護、自立に至るまで切れ目のない支援を行います。

1 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実

3,334万円

- (1) DV相談支援センター
DV被害者等を対象に、局・区・男女共同参画センターが、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を行います。
- (2) 女性緊急一時保護施設等における自立に向けた支援
DV被害者等が地域で生活できるよう、住まい探し・就労等を専門的に支援する職員を一時保護施設に配置します。
また、周産期対応を行う民間団体に、職員を配置し、支援体制を確保します。
- (3) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業
民間支援団体との協働により、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへ、電話や面接による相談・支援を行います。
(実施施設：1か所)
- (4) 母子生活支援施設退所後のフォロー支援（一部再掲）
主に1年未満の退所者へ訪問・電話相談を行い、退所後の支援を行います。
(実施施設：7か所)

2 女性緊急一時保護施設補助事業

1,600万円

民間の女性緊急一時保護施設の運営費を補助し、受入体制を確保します。

3 加害者更生プログラムへの運営費補助

83万円

DV被害者支援の一環として、加害者更生プログラムを実施している民間団体に対し、その運営費の一部を補助します。
(実施施設：1か所)

4 母子生活支援施設緊急一時保護事業

5,877万円

DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。
(実施施設：7か所)



毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」週間です。

女性に対する暴力の根絶に向けて、毎年11月頃、政策局と共同で、協力いただける市内の名所を、運動のシンボルカラーであるパープルにライトアップしています。

【ライトアップイメージ】

写真左：横浜市開港記念会館

写真上：象の鼻パーク スクリーンパネル

18		児童扶養手当等	
本年度		千円 11,514,479	
前年度		11,571,551	
差引		△ 57,072	
本年度の財源内訳	国	3,487,727	
	県	—	
	その他	20,044	
	市費	8,006,708	

事業内容

ひとり親家庭等に対して手当の支給及び特別乗車券の交付を行います。また、障害児に対する手当の支給に係る事務を行います。

1 児童扶養手当 103億5,159万円

ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に手当を支給します。

(1) 対象 18歳（中度以上の障害がある場合は20歳未満まで）年度末までの児童の養育者

(2) 手当額	全部支給	月額	42,290円
	一部支給	月額	9,980円～42,280円
第2子加算	全部支給	月額	9,990円
	一部支給		5,000円～9,980円
第3子以降加算	全部支給	月額	5,990円
	一部支給		3,000円～5,980円

(3) 支給月 4月・8月・12月に前4か月分を支給します。

(4) 月平均児童数 31,765人

2 特別児童扶養手当事務費 6,502万円

障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。当該手当の支給に係る事務のうち、請求の受付・認定等の事務を行います。

なお、手当は国から直接、受給者に支給します。

【対象児童数】（平成29年3月末時点）

・重度障害児 3,121人 ・中度障害児 4,336人

3 特別乗車券の交付 10億9,787万円

児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。

(1) 対象 児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯 ※世帯に1枚交付

(2) 交付見込数 17,560人

19		児童手当	
本年度		千円 56,907,515	
前年度		57,332,775	
差引		△ 425,260	
本年度の財源内訳	国	39,781,055	
	県	8,563,219	
	その他	1,252	
	市費	8,561,989	

事業内容

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、当該児童の養育者に手当を支給します。

1 児童手当<拡充> 569億752万円

(1) 対象 中学校修了までの児童

(2) 手当額（児童1人あたり）

3歳未満		月額	15,000円
3歳以上	第1・2子	月額	10,000円
	第3子以降	月額	15,000円
小学生		月額	10,000円

・施設入所児童（出生順位にかかわらず一律）

3歳未満 月額 15,000円

3歳以上 月額 10,000円

・所得制限超過者（特例給付として支給）

児童1人あたり 月額 5,000円

(3) 支給月 6月・10月・2月に前4か月分を支給します。

(4) 月平均児童数

463,383人

(5) 子育てワンストップサービスの導入準備<新規>

国が導入を予定している、マイナポータルを活用した子育てワンストップサービスについて、準備を進めます。

20	横浜市子ども・子育て支援事業計画、ワーク・ライフ・バランスと子どもを大切にすまちづくりの推進		事業内容
	本年度	千円 20,060	「横浜市子ども・子育て支援事業計画」推進のための会議開催やワーク・ライフ・バランスの普及・啓発等に取り組みます。
	前年度	21,439	
	差引	△ 1,379	
本年度の財源内訳	国	—	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進 988万円
	県	1,905	(1) 子ども・子育て会議の開催 有識者や子育て支援者、教育・保育関係者、市民委員等からなる子ども・子育て会議において、事業計画に係る実施状況の点検・評価や地域子ども・子育て支援事業の中間見直し等に関する審議を行います。
	その他	180	(2) 事業計画の推進に向けた取組 地域で子ども・青少年を育てるという計画の理念に基づき、シンポジウムの開催等を通じて、子育てを支えあう機運の醸成を図ります。
	市費	17,975	2 ワーク・ライフ・バランスの推進 1,019万円
 			(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、ワーク・ライフ・バランス推進に関する市民向け・企業向けの普及・啓発に取り組みます。 (2) 地域における父親育児支援 ア 父親の子育て支援講座の開催 地域ケアプラザなどの地域の身近な拠点において、夫婦のパートナーシップやワーク・ライフ・バランス、子育てのノウハウなどを学ぶ、父親の子育て支援の講座を開催します。 イ 啓発冊子やウェブサイトによる啓発 啓発冊子作成やウェブサイトでの情報発信により、父親育児支援の取組を推進します。 (3) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 二十歳を迎える市民向け啓発や、結婚を希望する人・子の結婚を希望する保護者向けセミナーを開催します。

21	母子父子寡婦福祉資金貸付事業（母子父子寡婦福祉資金会計）		事業内容
	本年度	千円 523,320	母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。
	前年度	1,046,994	
	差引	△ 523,674	
本年度の財源内訳	国	—	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 5億2,332万円
	県	—	(1) 対象者 ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦又はその児童等 イ 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない方
	その他	496,523	(2) 主な資金 修学資金、就学支度資金等（12資金）
	市費	26,797	(3) 貸付利子 無利子又は年利1.0%
			(4) 償還について ○ 期間：据置（6か月又は1年）後3年～10年以内 滞納者に対して直接通知・訪問・電話で償還業務を行います。 (5) 貸付限度額（例：修学資金…第1学年・自宅通学） ○ 私立高校：30,000円／月額 ○ 私立大学：54,000円／月額 (6) 国への償還及び一般会計への繰入れ 剰余金が国の定める基準額を超えた場合、基準額を超える部分の一部を国へ償還します。また、国へ償還した場合、基準額を超える部分の一部を、特別会計から一般会計へ繰り入れます。



【横浜の未来像を表す新ロゴマーク】



風車の羽をモチーフにしたマーク。ヨコハマに吹く自由で開放的な風をイメージしたものです。3つの異なる四角形は、ヨコハマの多様性を表しています。

CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん

